

## 第4回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

### 第1号（3月4日）

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	9
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	10
会期の決定.....	10
町長の説明.....	10
議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	19
議案第60号～議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	21
請願・陳情について.....	31
散会の宣告.....	31

### 第2号（3月5日）

議事日程.....	33
本日の会議に付した事件.....	34
出席議員.....	34
欠席議員.....	34
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	34
事務局職員出席者.....	34

開議の宣告.....	3 5
議事日程の報告.....	3 5
報告第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 5
議案第 3 8 号～議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6
議案第 4 2 号、議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 6
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 9
発言訂正について.....	5 0
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 1
発言訂正について.....	5 3
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 3
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 5
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 6
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 7
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 8
議案第 5 1 号、議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 0
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 2
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 5
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 6
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 8
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 9
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 0
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 1
諮問第 2 号の上程、説明、討論、採決.....	7 2
休会について.....	7 3
散会の宣告.....	7 3

### 第 3 号 ( 3 月 1 3 日 )

議事日程.....	7 5
本日の会議に付した事件.....	7 5
出席議員.....	7 5
欠席議員.....	7 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 5
事務局職員出席者.....	7 6

開議の宣告.....	7 7
一般質問.....	7 7
円谷 寛 君.....	7 7
円谷 寅三郎 君.....	8 8
根本 重 郎 君.....	9 3
木原 秀 男 君.....	1 0 3
議事日程の報告.....	1 1 5
総務文教常任委員長報告（議案第 3 7 号について）及び報告に対する質疑、討 論、採決.....	1 1 5
予算審査特別委員長報告（平成 2 0 年度鏡石町各会計予算について）及び報告 に対する質疑、討論、採決.....	1 1 7
常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決.....	1 2 5
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	1 2 6
議事日程の追加.....	1 2 7
意見書案第 6 号、意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 2 7
閉議の宣告.....	1 2 9
町長あいさつ.....	1 2 9
閉会の宣告.....	1 3 0
署名議員.....	1 3 1

鏡石町告示第4号

第4回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月28日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成20年3月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

### 不応招議員（なし）

## 平成20年第4回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成20年3月4日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算
- 日程第 6 議案第61号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第62号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算
- 日程第 8 議案第63号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第64号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第65号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第11 議案第66号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第12 議案第67号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第13 議案第68号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第69号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議案第70号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第16 議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第17 請願・陳情について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(14名)

- |     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番  | 深谷 莊一 君 | 2番  | 今駒 英樹 君  |
| 3番  | 渡辺 定己 君 | 4番  | 今駒 隆幸 君  |
| 5番  | 根本 重郎 君 | 6番  | 大河原 正雄 君 |
| 7番  | 柳沼 俊行 君 | 8番  | 今泉 文克 君  |
| 9番  | 仲沼 義春 君 | 10番 | 木原 秀男 君  |
| 11番 | 菊地 栄助 君 | 12番 | 小貫 良巳 君  |

13番 円谷 寛 君

14番 円谷 寅三郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直 博 君
総 務 課 長	木 賊 正 男 君	税 務 町 民 課 長 参 事 兼 課 長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	面 川 廣 見 君
都 市 建 設 課 長 参 事 兼 課 長	椎 野 優 偉 君	上 下 水 道 課 長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
会 計 管 理 者 長 兼 出 納 室 長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長 委 員 会 長	稲 田 耕 筈 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会	會 田 栄 夫 君
監 査 委 員	中 西 勉 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 局	面 川 武	主 任 主 査	大河原 久美子
------------------	-------	---------	---------

開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

ただいまから第4回鏡石町議会定例会を開会いたします。

#### 開議の宣告

議長（仲沼義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

#### 議会運営委員長報告

議長（仲沼義春君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。  
8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） おはようございます。

第4回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

#### 諸般の報告

議長（仲沼義春君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） 皆さん、おはようございます。

平成19年11月、12月、平成20年1月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、平成19年11月分の例月出納検査報告を申し上げます。

- 1、検査の対象、平成19年11月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。
- 2、実施年月日、平成19年12月25日火曜日、午前9時55分から午前11時30分。
- 3、実施場所、議会会議室。
- 4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。
- 5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務につ

いて、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年11月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、12月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年12月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年1月25日金曜日、午前10時から午前11時40分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長、総務課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年12月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成20年1月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年1月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年2月25日月曜日、午前10時から午前11時25分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成20年1月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（仲沼義春君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、1番、深谷荘一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1 番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

平成20年2月25日月曜日、午前10時より須賀川地方広域消防組合議会定例会は、須賀川消防署本署会議室におきまして会議を開きました。

議事日程第1号 日程第1、会期の決定であります。1日限りとし、日程第2、会議録署名議員の指名で、3番、矢内竹士、4番、永沼一夫議員を指名しました。

日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

日程第4、議案第2号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。配付資料4ページから8ページまで記載のとおりであります。

日程第5、議案第3号 平成19年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の補正のほか、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,402万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,398万円とするものであります。

日程第6、議案第4号 平成20年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億1,240万円とするものであります。詳細につきましては配付資料12から13ページ記載のとおりであります。

日程第7、報告第1号 専決処分の報告については、配付資料記載のとおりであります。

以上、議案すべてを可決承認し、終了いたしました。

以上で須賀川地方広域消防組合議会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、5番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

5番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

平成20年2月25日月曜日午後1時半より、須賀川地方衛生センターにおいて議会が行われました。

第1、会期の決定、1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、8番、高橋秀勝、9番、広瀬吉彦、10番、市村喜雄の各議員であります。

第3、報告第1号 専決処分の報告について。

第4、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

第6、議案第3号 平成20年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算について。

なお、詳細については配付の資料をごらんいただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、公立岩瀬病院組合議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君） おはようございます。

平成19年12月公立岩瀬病院組合議会の定例会の報告を申し上げます。

平成19年12月21日金曜日、午前10時開会をいたしまして、議事日程第1号で進めました。

第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名であります。

第3、議案第7号 福島県市町村総合事務組合規約の変更については、合併により国見町の大枝小学校組合を脱退させるものであります。

以上で報告といたします。

議長（仲沼義春君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、深谷荘一君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君） 県中地域水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成20年2月8日金曜日、須賀川地方生活環境施設組合2階議場におきまして、午前11時より、平成20年第1回県中地域水道用水供給企業団議会の定例会を開きました。

議事日程第1号 日程第1、会議録署名議員の指名で、13番、水野秀一議員、14番、江田久男議員を指名し、日程第2、会期の決定であります。1日限りとし、日程第3、諸般の報告であります。水企業団の最後のスケジュール、今後の残務等について説明がありました。

日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてであります。福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

日程第5、報告第2号 専決処分の報告について、福島県市町村総合事務組合の組織する地方公共団体の数の減少についてであります。配付資料のとおりであります。

日程第6、議案第1号 平成20年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算であります。配付資料1ページから11ページのとおりであります。

以上で日程第6の議案は可決をいたしました。

以上で県中地域水道用水供給企業団議会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過報告について。

地方自治法第125条の規定により、平成19年度中における請願・陳情についての処理経過報告を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

平成19年度における請願・陳情についての処理状況について報告をいたします。

平成19年度中は2件の陳情であります。

初めに、陳情第2号 成田幼稚園の存続を求める陳情。

提出者、成田幼稚園保護者会代表、関根敏幸。処理状況について、平成20年度については存続することで園児の募集を行った。

次に、陳情第3号 鏡田40号線道路改良に伴う中堀水門の設置に関する陳情。

提出者、高久田区長、石井清司。館ノ内開田組合代表、味戸正義。処理状況について、現地調査を実施し、現在事業の手法等の計画内容について検討している。

以上のとおり報告いたします。

議長（仲沼義春君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

弥生3月を迎え、厳しい寒さも幾分和らいでまいりました本日、ここに第4回鏡石町議会議定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、報告1件、条例制定1件、条例の一部改正10件、一部事務組合規約の変更1件、財産処分1件、諮問1件、平成19年度各会計補正予算10件、平成20年度各会計予算12件、合わせまして37件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしくようお願い申し上げます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、根本重郎君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

#### 町長の説明

議長（仲沼義春君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第4回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昭和から平成へと年号が変わり、早いものでことしで20年となりました。この間、日本経済はバブルの絶頂期から崩壊への一途をたどり、現在では都市圏と地方圏の格差の拡大などに見られるように、格差社会の是正が大きな政治課題となっています。

また、急速に進む少子高齢化により人口構造が大きく変化し、社会保障を初めとした社会問題に対する対応に迫られるなど、多くの行政課題がクローズアップされてきています。

中でも、平成12年4月に施行された地方分権一括法により、平成の大合併として3,232の市町村がことし11月には1,785にまで減少する予定であり、福島県内においても90の市町村が今年7月には59に減少するなど、地方自治の歴史の中で大きな潮流となりました。

本町を取り巻く社会環境を見ても、この20年間で大きく変貌してきており、特に福島県が一大プロジェクトとして進めてまいりました福島空港が平成5年3月に開港し、ことしで15周年を迎えますが、福島空港を核とする高速交通網の整備や工業団地の開発などの大規模事

業により大きな進展が見られました。今後は、この20年を節目として、さらに飛躍発展できるよう創意工夫を凝らし、個性豊かな町づくりに努力してまいりたいと思います。

さて、内閣府は2月22日の月例経済報告において、我が国経済について「景気はこのところ回復が緩やかになっている」との基調判断を示しました。その背景には、企業収益は改善に足踏みが見られ、設備投資は緩やかに増加しているものの、雇用情勢は厳しさが残る中で改善には至らず、個人消費はおおむね横ばいとなり、住宅建設については依然として低い水準にあり、さらに輸出は緩やかに増加、生産は増勢が鈍化していることを要因と見ています。

また、経済の先行きについては、設備投資や輸出が増加基調で推移し、緩やかな景気回復が続くと期待されるとしてはいますが、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速や、金融市場の変動、原油価格の動向等から景気の下振れリスクが高まっていることに留意する必要があると報告しました。

国政においては、1月18日に第169通常国会が召集され、福田康夫首相が衆参両院本会議で就任後初となる施政方針演説を行いました。施政方針演説では、与野党がよく話し合い、結論を出し、国政を動かしていくことこそ政治の責任とし、野党との対話を重視する協調姿勢を継続する考えを強調した上で、今通常国会の最大の争点となっているガソリンにかかる揮発油税などの暫定税率問題に対しては、現行税率を維持する必要があるとして、税制改正法案の年度内成立に全力を挙げるほか、生活者、消費者が主役となる社会を実現する国民本位の行財政への転換、国民が安心して生活できる社会保障制度の確立と安全の確保、国民が豊かさを実感できる活力ある経済社会の構築、地球規模の課題の解決に積極的に取り組む平和協力国家日本の実現、地球温暖化対策と経済成長を同時に実現する低炭素社会への転換の5つの基本方針に基づき、国政に取り組む姿勢を示しました。

特に、道路特定財源については、地域の自立、活性化に役立つ道路の整備事業は効率化を徹底しつつ行うとし、道路の維持・補修や救急病院への交通の利便性の確保、都市部の渋滞対策、開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かせない対策は実現すると表明しております。

本町にとっては、国道4号4車線化や、鏡石スマートICの恒久化に向けたアクセス道路の整備を初め、高久田一貫線などの町道の整備を道路特定財源による地方道路整備臨時交付金事業として行ってきており、道路特定財源は地方の命綱とも言える貴重な財源であることから、現在、地方六団体がそろって道路特定財源暫定税率の維持の要望活動や、総決起大会等を展開してきているところであり、今後の国会の動向に注目してまいりたいと思います。

ことしに入り、中国製ギョーザによる中毒の発覚で、食の安全に対する消費者の信頼が大きく揺らぎ、現在もなお一部マスコミをにぎわせています。

この問題は昨年来、有名お菓子メーカーによる消費期限切れ原料の使用や賞味期限の改ざんなどにより、消費者が食の安全に対して敏感になっているときだけに、生産者から消費者へ届くまでのあらゆる過程の中で食の安全に対する細心の注意を払うとともに、チェック機能の強化を望むものであります。

次に、町における12月以降の主な出来事について報告いたします。

初めに、9月14日に利用開始された鏡石スマートIC社会実験は、ことし1月で4カ月余りが経過いたしました。総利用台数が5万3,970台、1日平均約400台で順調に推移しております。冬期間に入り利用台数の減少が心配されましたが、現在のところ1カ月1万2,000台を超える利用台数となっており、鏡石スマートIC社会実験協議会としてもさらに利用台数をふやすためのイベントなどを企画し、恒久化に向けた取り組みを行っているところであります。鏡石スマートIC関連事業では、現在、恒久化に向けたアクセス道路の整備を図っており、地権者の皆様への用地交渉もほぼ完了しましたので、一日も早い工事着工に向け準備を進めているところでありますので、引き続き関係者のさらなるご理解と利用促進にご協力をお願いするものであります。

このほか、昨年末には福島放送主催の「2007ふくしまふるさとCM大賞」で、鏡石町のCM「WALKN&CLEAN」が最高賞の大賞に輝き、町の明るい話題となりました。

本町の作品は、町産業課と町商工会の町づくり団体「キラッセまちづくり」が昨年10月、会員を初め鏡石中学校サッカー部員など町民約50人が出演し、軽快な曲に合わせてクリーン活動を展開するもので、健康増進と環境美化を訴える作品で、先月には仙台市で開催された「東北ふるさとCMフェスティバル」で環境特別賞を受賞しており、鏡石町のCMが365回無料放送される副賞もあり、宣伝効果は絶大で、町のPRと活性化に大きな弾みがつくものと期待しています。

ことしの冬は気温の低い日が続き、最低気温も例年を下回るなど一日も早い春の訪れが待たれるところですが、この冬の暖房費は家計に大きく響いたのではないかと思います。

町では、昨年後半からの原油価格の高騰による石油製品の価格の上昇を受け、1月の臨時議会で議決いただいた生活弱者など低所得世帯に対する福祉灯油緊急助成事業に取り組み、対象世帯730世帯に5,000円分の福祉灯油券を交付し、3月末までの利用による支援を行っているところであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、快適空間づくりの中で都市機能の整備として取り組んでおります地方道路整備交付金事業の高久田一貫線の道路改良は、今年度末の全線開通に向け残工区分について精力的に須賀川市と協議を重ねてまいりましたが、残念ながらいまだ須賀川地区の一部地権者が未同意のため年度内の工事着工ができない状況となりました。今後も県の指導を仰ぎながら、

引き続き須賀川市と協議を重ねてまいりたいと思います。

また、高久田一貫線の補完道路として位置づけている鏡田499号線は関係地権者の協力を得て整備促進を図っておりますが、今年度の改良工事は順調に進捗しているところであります。

さらに、笠石南町地区の久来石行方蓮池西線は、今年度に一部工事着工の予定で計画を進めてまいりますが、全体計画路線の実施設計を行うことになり、次年度の早期工事着工に向け事業の促進を図ってまいります。

今年度の新規事業である笠石鏡田線の歩道整備事業につきましては、測量設計業務が終了し、歩行者の安全性と利便性を図るため2月に一部工事発注したところであります。

国の直轄事業である国道4号鏡石拡幅事業につきましては、今年度から役場前交差点及び不時沼交差点に係る地権者を対象に用地買収に入ってきておりますので、町といたしましても工事の早期着工に向け、引き続き事業促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、事業計画見直しの中で、今年度は仮換地設計、事業計画の変更、都市計画変更等の業務について関係機関等と協議を重ねており、工事の早期着工に向け事業促進を図っているところであります。

また、農業基盤整備促進事業の豊田地区・小栗山地区の道路改良事業につきましては順調に推移しており、豊田地区は平成20年度の事業完了に向け引き続き事業促進を図ってまいります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、管渠築造工事として大池地内3カ所及び工事関連として高久田・大池地内の井戸水位調査業務を委託し、年度内完了を目指し事業を進めているところであります。

上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業の配水管布設がえ工事の測量設計業務委託のほか、布設がえ工事が進められているところであります。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、健診結果をもとに相談・事後指導を行うとともに、生活習慣改善の個別健康教育や公開セミナー等を開催し、自発的な健康づくりの啓発と実践を展開しております。

また、児童福祉関係につきましては、学校法人栄光学園の認定こども園整備事業において4月の開園に向けて諸手続が進められておりますが、現在のところゼロ歳児から2歳児42名の入所が予定され、町立保育所の151名の受け入れとあわせ当面の待機児童はなくなる予定であります。

介護保険事業の運営状況であります。12月末現在の給付費総額は3億9,969万円で、前年比0.7%減、認定者数は3,611名で前年比71名の減となっており、1人当たりの給付額も減少しております。また、介護予防事業として運動器の機能向上、栄養改善や口腔機能の向

上のための健康教室を実施し、これまで延べ920名の方が参加されたところであります。

活力づくりとしての産業の振興につきましては、昨年12月に平成20年産米の作付が福島県から配分されました。これによると、平成19年対比で58トン、面積換算で12ヘクタール減少となる目標配分となっており、町としてはこれを受けて、各農家に生産目標数量の配分説明会を先月12日から4日間、町内8カ所で国の米緊急対策の説明とあわせ開催し、生産農家の協力を求めたところであります。緊急対策は、生産調整面積の拡大分を実施することにより一時金を交付するということですが、向こう5年間の転作が完全実施が要件となることや、米をめぐるさまざまな現環境の中で、結果としてその対策に取り組む生産者は町内では現在1件のみとなっています。当初2月22日を取りまとめ期限としておりましたが、作付開始まで申請を受け付ける措置をとることとなったものの、今後新たにこの緊急対策に取り組もうとする米生産農家が出るかどうかは非常に不透明な状況となっております。

米の生産調整は、全国的な消費減少による過剰対策としては理解するものの、再度の積極的な行政の介入については大きな疑問を持つところであり、生産者みずからの判断に基づく抜本的な変革を切望するものであります。

一方で、食の安全・安心と環境に配慮した生産活動が求められている今、農産物の生産についても地産地消や食育にあわせて引き続き検討を加えてまいりたいと考えるものであります。

また、将来の農業を考えるとという視点では、昨年暮れに成田地区ほ場整備事業区域内の農地権利者約160名により設立された成田地区農用地利用改善組合の活動はその中心となるものと考えており、地区内の農用地の有効活用を図りながら営農集落的な活動が今後大いに期待されるところであります。

例年、中小企業による振興を目的として、経営資金等の融資額に対する利子について一定の範囲内で補助金を交付しておりますが、業種間のばらつきや一部の冷え込み感も見られるものの、その利用件数は今年度においても例年にほぼ匹敵する状況となり、年間総計で118件364万9,000円を交付予定であります。今後もこの制度を利用した活発な資金活用により、町内中小企業の元気ある進展を望むところであります。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、小・中学校と幼稚園は第3学期も終盤に入り、本年度のまとめと次年度に向けた教育課程の計画づくりとよりよい学校運営を目指し、新年度から導入する学校評価に向けた準備を進めているところであります。

昨年12月に着工いたしました鏡石幼稚園の預かり保育室の増築工事につきましては、今月未完成に向けて順調に進捗しております。

生涯学習の推進につきましては、12月から1月にかけて開催したパソコン講座を含め、各種の講座は2月末までに計画どおり修了したところであります。

1月13日に行われた成人式には123名の成人者が参加し、厳粛の中に式が挙行されました。成人された皆さんには、自分の可能性を信じ、目標に向かって大いに邁進されることを期待するものであります。

今年度から導入されました町民プール「すいすい」の指定管理者による運営につきましては2年目を迎えようとしておりますが、利用者から特にクレームもなく順調に推移しており、1月末の利用者数は6万7,786名となっております。

次に、平成20年度の予算編成の概要について申し上げます。

平成20年度の予算編成に当たりましては、前年同様、第4次総合計画の基本理念である「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向け、「快適空間づくり」「元気づくり」「活力づくり」「人づくり」「地域づくり」の5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

結果的には、一般会計予算の総額では38億8,000万円と前年度に比べ1.3%、5,000万円の減額予算となりました。この予算編成の背景には、各種の経済指標が示すとおり、景気回復の程度に地域、産業、企業規模等でばらつきが見られるものの、国内民間需要中心の経済成長を続けており、円高や原油等の原材料の高騰、さらにはインフレ懸念による経営の改善には不確定要素があり、景気の先行きについては警戒感を強めなければならないことが挙げられます。

また、国・地方を合わせた長期債務残高が先進国中最悪の水準にあるなど、極めて厳しい財政状況にあり、国は地方財政について「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」並びに昨年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」に沿って、地方公共団体の自助努力を促すことにより地方歳出の削減に取り組むこととし、特に地方公務員人件費や地方単独事業等の徹底した見直しによって、地方財政計画の歳出規模を抑制しようとしています。

地方交付税は、地方再生対策費の創設により前年対比1.3%増とされ、一般財源総額も前年対比1.1%増と見込むなどマイナス傾向に歯どめがかかったものの、依然として地方税収の伸びが鈍化する中で、地方財政は大変厳しい状況にあります。

このように、これまでにない厳しい状況のもと、財政の運営に当たっては、第2次行政改革大綱（集中改革プラン）を踏まえ、行財政改革の推進を柱として、税収のさらなる確保、受益者負担の適正化等の財源確保に努める一方、各種施策の優先順位に基づいての徹底した選択を行い、財源の計画的・重点的な配分に徹することとして経済動向に即応した機動的、弾力的な運営にも配慮したところであります。

歳入面については、町内企業の増資・増築等により法人税や固定資産税が若干伸びてはいるものの、その他の町税については前年に対し増収が見込めない状況にあります。

さらに、特例地方債の臨時財政対策債が約1,000万円減額となることから、平成20年度においても自主財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら、基金取り崩しなどの措置を講じることにより財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、行財政改革実施計画により、徹底した事務事業の見直しと枠配分による経常経費の圧縮を図りながら、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく配慮したところであります。

主な事業につきましては、昨年9月鏡石スマートIC社会実験が開始されたことに伴い、恒久化に向けて鏡田124号線整備事業など関連町道の整備を初め、これまで重点事業として取り組んできた成田地区ほ場整備事業、公共下水道事業、地方道路整備臨時交付金事業、生活関連道路・排水路整備事業並びに安全で安心な水の安定供給を図るため水道事業認可申請事業を計画したところであります。

また、ソフト事業としては、昨年度に引き続き「YOSAKOI祭り」「オランダ祭」「鏡石秋祭り」を一つとした「鏡石“牧場の朝”秋祭り」の開催を初め、「あやめ祭り」「第4回鏡石駅伝・ロードレース大会」などの各種イベントの支援を行う予定であります。

さらに、世代を超え生涯を通してスポーツを楽しむための総合型地域スポーツクラブの設立、昨年度に引き続き小・中学生の理科に対する興味・関心を実験等を通して高めるための理科教室の開催、町の将来を担う人材育成と国際化に向けた「海外文化学習事業」や、「児童園児国際化推進事業」、そして、子育て支援対策として今年度から乳幼児医療費の無料化年齢を小学3年生まで引き上げるとともに、児童福祉の充実として認定こども園運営支援事業への補助、児童手当支給額の拡充、放課後児童クラブ・つどいの広場の開設、幼稚園・保育所における延長保育の実施を予定しています。

高齢者福祉の充実としては、介護予防と生活支援及び第4期介護保険事業計画策定を予定し、さらにことし4月から施行となります後期高齢者医療事業の適正な運営に努めてまいります。

障害者福祉の充実としては、地域活動支援センターの運営補助、健康増進対策として、生活習慣病の予防のための特定健康診査・特定保健指導、食育に関する事業による健康増進に努めてまいります。

さらに、それぞれの事業を実施するための安定した自主財源確保に向けた戦略的な企業誘致活動に努めるとともに、町づくりのキーワードとなっている「やすらぎとうるおい」が実感される「フローラのまちづくり」などに取り組む予定であります。

また、第4次総合計画後期の中間評価に基づき改定した基本計画と、第2次行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき行財政改革を推進し、コンパクトな町づくりを実践しながら「町民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくり」を着実に進めるための所要の予算措置を

行ったところであります。

平成20年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算38億8,000万円、国民健康保険特別会計予算12億3,300万円、老人保健特別会計予算1億3,700万円、後期高齢者医療特別会計予算8,925万円、介護保険特別会計予算5億8,750万1,000円、土地取得事業特別会計予算303万円、工業団地事業特別会計予算5,438万7,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算6,480万円、公共下水道事業特別会計予算4億3,270万円、農業集落排水事業特別会計予算6,300万円、育英資金貸付費特別会計予算1,129万円、以上の11会計の予算総額は65億5,595万8,000円で、前年比13%の減額予算であります。

一般会計予算の前年比では1.3%、5,000万円の減額予算であり、上水道事業会計予算3億4,429万3,000円を含め、全会計の合計予算額は69億25万1,000円で12.9%、10億2,200万5,000円の減額予算となりました。

このように減額が大幅になりましたのは、後期高齢者医療制度のスタートにより老人保健特別会計において、後期高齢者に対する医療給付事業が福島県後期高齢者医療広域連合に移管するためのものであります。

次に、今定例会に提出しました議案について申し上げます。

報告第14号 専決処分した事件の承認につきましては、市町村合併に伴う伊達郡飯野町の脱退による福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少について、地方自治法第108条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定により承認をお願いするものであります。

議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、4月1日から施行となります後期高齢者医療制度の実施に伴う条例の制定であります。

議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定から議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定までの4議案につきましては、このたびの特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第42号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法であります老人保健法が本年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律に改称されるほか、関係法律が改正されることによる一部改正であります。

議案第43号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、前議案同様の改正のほか、4月からの後期高齢者医療制度のスタートに伴う医療費の自己負担割合を改正するものであります。

議案第44号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、乳幼児医療費の無料診療年齢をこれまでの6歳から9歳に引き上げるほか、葬祭費を3万円から

5万円に引き上げるための所要の改正を行うものであります。

議案第45号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成17年度の税制改正に伴い、平成18、19年度において講じてまいりました介護保険料の激変緩和措置を引き続き平成20年度においても継続するために所要の改正を行うものであります。

議案第46号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年4月に東京都町田市において発生しました暴力団員による都営住宅立てこもり・発砲事件を受けて、国土交通省及び県の指導により、入居資格として暴力団員を排除するための所要の改正を行うものであります。

議案第47号 鏡石町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法の改正に伴う根拠条項の改正であります。

議案第48号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、市町村合併に伴う伊達郡飯野町の脱退による関係規約の変更であります。

議案第49号 財産の処分につきましては、東部工業団地内の雑種地1,098平方メートルを隣接企業であります東レフィルム加工株式会社に売り渡すものであります。

次に、一般会計及び各特別会計の補正予算について申し上げます。

議案第50号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきましては、主な歳出では、民生費860万7,000円、農林水産業費151万8,000円、消防費198万6,000円などを補正するほか、年度末による各事務事業の確定に伴う関係予算の調整を行うものであります。

以上により、一般会計の補正予算の総額は4,688万5,000円となり、その結果、本年度予算の累計額は41億6,832万5,000円となります。

主な歳入の財源につきましては、地方特例交付金として242万5,000円、地方交付税4,125万6,000円、財産収入4,411万8,000円、諸収入789万6,000円などを充当するものであります。

特別会計補正予算のうち、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、252万7,000円を追加し、平成18年度の療養給付費負担金の確定精算に伴う国庫補助金の返還に係る予算を計上、老人保健特別会計補正予算（第3号）については、老人医療費の現物給付費4,241万2,000円を減額する予算を計上、介護保険特別会計補正予算（第3号）については、居宅介護サービス費ほか、各介護サービス給付費4,137万8,000円を減額する予算を計上、土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については、24万4,000円を追加し、前年度繰越金と一般会計繰出金等の予算を計上、工業団地事業特別会計補正予算（第3号）については、土地売払収入2,801万4,000円の減額による基金積立金及び測量業務委託費を減額する予算を計上、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、5万5,000円を追加し、国庫補助事業に係る事業費確定による予算の組み替え及び前年度繰越金

と一般会計繰出金等の予算を計上、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、流域下水道維持管理負担金の確定により387万2,000円を減額する予算を計上、育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）については、新規貸付者減により145万円を減額する予算を計上、上水道事業会計補正予算（第5号）については、収益的支出で産業廃棄物処分関係業務委託及び漏水調査業務委託等で84万9,000円を減額、資本的支出で中央監視盤装置更新工事完了により1,300万円を減額する予算を計上いたしました。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の真島鉄夫氏がことし6月末に任期満了を迎えることで、後任として中町40番地13の小森尚幸氏を委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第4、議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、平成20年4月1日から施行される後期高齢者医療について、福島県後期高齢者医療広域連合が行う業務を除く町の行う業務を円滑に遂行するために、鏡石町後期高齢者医療に関する条例を制定するものであります。

この条例の主な内容につきましては、鏡石町の加入者の便益の供与に関する事務と、被保険者に係る保険料の徴収等を規定するものでありまして、全13条で構成されるものであります。

それでは、各条文についてご説明を申し上げます。

第1条であります。第1条は趣旨でありまして、鏡石町が行う後期高齢者医療の事務は法令及び福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例で定めるもののほか、

この条例で定める規定であります。

第2条は、鏡石町において行う事務の規定でありまして、保険料の徴収事務や葬祭費の給付、あるいは保険料の減額申請等の受け付けなどを規定するものであります。

第3条は、鏡石町で保険料を徴収する被保険者は、町に住所がある者と住所地特例の適用者とする規定でございます。

次のページに行きます。

第4条であります、普通徴収についての納期と保険料の端数処理の規定でございます。

第5条であります、保険料の督促に関する規定でございます。

第6条は、滞納に関する延滞金の規定でございます。

第7条でございますが、第7条は、保険料の過誤納に係る還付と充当の規定でございます。

第8条は、第7条に係る加算金の規定であります。

第9条は、還付充当の取り扱いの規定でございます。

7ページに移ります。

第10条でございますが、この条例の施行に必要な事項を別に定めるとする委任の規定であります。

第11条は、保険料の徴収に関する質問検査に拒否等した場合の罰則の規定であります。

第12条は、虚偽により保険料や徴収金を逃れた者に対する過料追徴の規定であります。

第13条は、第11条、第12条の過料の額について、情状により町長が定めることができる規定であります。

附則であります、第1条の施行期日につきましては、平成20年4月1日とするものであります。

第2条につきましては、平成20年に被扶養者であった被保険者に対する保険料負担凍結に係る規定であります。

8ページになりますが、第3条につきましては、延滞金の割合等の特例の規定でありまして、この規定の準用は第8条と定め、その計算過程に生じた1円未満の端数は切り捨てるとするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定についての件は、総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

議案第60号～議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第5、議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算から日程第16、議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算までの12件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算から日程第16、議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算までの12件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算から議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算までの平成20年度各会計予算12議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

一般会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、平成20年度の一般会計予算の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,000万円と定めるものでございます。

第2条では、6ページの「第2表 債務負担行為」として、平成20年度貸付予定分の中小企業制度資金利子補給事業に係る債務負担行為を定めております。

第3条では、同じく6ページの「第3表 地方債」のとおり、地方公営企業等金融機構出資費のほか4件の起債の目的、限度額、利率、そして償還の方法を定め、第4条では、一時借入金の限度額、さらに第5条では、歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、2ページ以降の「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

まず、初めに歳入であります。1款町税14億4,802万3,000円、2款地方譲与税9,200万円、3款利子割交付金300万円、4款配当割交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金200万円、6款地方消費税交付金1億1,000万円、7款自動車取得税交付金3,400万円、8款地方特例交付金1,350万円、9款地方交付税9億7,800万円、10款交通安全対策特別交付金260万円、11款分担金及び負担金5,137万9,000円、12款使用料及び手数料3,849万3,000円、13款国庫支出金1億8,130万3,000円、14款県支出金1億9,094万1,000円、15款財産収入666万6,000円、16款寄附金は存目計上の1,000円であります。17款繰入金3億8,232万1,000円、18款繰越金1,000万円、19款諸収入9,597万3,000円、20款町債2億3,880万円、歳入合計38億8,000万円でございます。

続きまして、4ページの歳出関係でございますが、1款議会費9,182万6,000円、2款総務費4億6,485万4,000円、3款民生費8億8,897万円、4款衛生費2億5,037万2,000円、5款労働費529万7,000円、6款農林水産業費2億4,127万3,000円、7款商工費9,700万5,000円、8款土木費4億2,971万7,000円、9款消防費1億9,765万6,000円、10款教育費4億7,385万8,000円、11款災害復旧費4,000円、12款公債費7億1,090万3,000円、14款予備費2,826万5,000円、歳出合計38億8,000万円でございます。

以上、一般会計の予算概要についてご説明申し上げます。

次に、特別会計についてご説明を申し上げたいと思います。

別冊特別会計予算書の1ページをお願いしたいと思います。

まず、1ページであります。議案第61号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,300万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額、第3条では、歳出予算の流用の範囲を定めております。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

初めに、歳入であります。1款国民健康保険税3億6,038万4,000円、2款国庫支出金3億3,227万9,000円、3款療養給付費交付金4,291万7,000円、4款前期高齢者交付金2億

366万6,000円、5款県支出金5,777万5,000円、6款共同事業交付金1億2,687万5,000円、7款財産収入81万円、8款繰入金6,445万9,000円、9款繰越金4,300万1,000円、10款諸収入83万4,000円、歳入合計12億3,300万円でございます。

続いて、3ページの歳出関係であります。1款総務費964万5,000円、2款保険給付費7億5,406万1,000円、3款後期高齢者支援金1億6,615万円、4款前期高齢者納付金17万5,000円、5款老人保健拠出金3,640万6,000円、6款介護納付金7,337万8,000円、7款共同事業拠出金1億4,407万2,000円、8款保健事業費2,948万9,000円、9款基金積立金80万円、4ページであります。10款諸支出金158万2,000円、11款予備費1,724万2,000円、歳出合計12億3,300万円であります。

本会計につきましては以上でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第62号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,700万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を、また第3条では、歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めております。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

歳入であります。1款支払基金交付金6,874万1,000円、2款国庫支出金4,550万5,000円、3款県支出金1,137万7,000円、4款繰入金1,137万3,000円、5款繰越金存目の1,000円あります。6款諸収入3,000円、歳入合計1億3,700万円でございます。

歳出では、1款医療諸費1億3,699万7,000円、2款諸支出金3,000円、歳出合計1億3,700万円でございます。

次、55ページをお願いいたします。

議案第63号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計につきましては、本年4月から福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営を行う医療制度に対応いたしまして新たに特別会計を起すものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,925万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を、第3条では、歳出予算の流用の範囲をそれぞれ定めております。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料7,200万1,000円、2款使用料及

び手数料2,000円、3款繰入金1,724万円、4款繰越金、存目の1,000円であります。5款諸収入6,000円、歳入合計8,925万円であります。

歳出では、1款総務費174万6,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金8,750万円、3款諸支出金3,000円、4款予備費、存目の1,000円であります。歳出合計8,925万円であります。

次に、73ページをお願いいたします。

議案第64号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を5億8,750万1,000円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の限度額を、第3条では、歳出予算の流用の範囲をそれぞれ規定しております。歳入歳出予算の概要につきましては、次ページ「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。1款保険料1億1,078万円、2款分担金及び負担金94万5,000円、3款国庫支出金1億4,721万1,000円、4款支払基金交付金1億7,459万1,000円、5款県支出金7,277万円、6款財産収入につきましては存目計上1,000円あります。7款繰入金8,119万5,000円、8款諸収入7,000円、9款繰越金、存目の1,000円あります。歳入合計5億8,750万1,000円でございます。

歳出でございますが、1款総務費936万8,000円、2款保険給付費5億5,839万4,000円、3款財政安定化基金拠出金57万8,000円、5款地域支援事業費1,650万円、6款基金積立金2,000円、7款諸支出金10万3,000円、8款公債費216万6,000円、9款予備費39万円、歳出合計5億8,750万1,000円でございます。

次に、113ページをお願いいたします。

議案第65号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計の予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

歳入であります。2款繰入金302万9,000円、3款繰越金、存目の1,000円あります。歳入合計303万円あります。

歳出では、1款の総務費302万4,000円、3款の諸支出金、存目の1,000円、4款の予備費5,000円、歳出合計303万円あります。

次に、125ページをお願いいたします。

議案第66号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,438万7,000円と定めるものであります。概要につきましては「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

歳入では、1款財産収入で2,000円、2款繰入金、3款諸収入、4款繰越金につきましては存目の1,000円の計上でございます。5款使用料及び手数料では5,438万2,000円であります。歳入合計5,438万7,000円でございます。

歳出であります。1款総務費1,346万円、2款事業費3,991万5,000円、4款予備費101万2,000円、歳出合計5,438万7,000円でございます。

次に、143ページをお願いいたします。

議案第67号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,480万円と定めるものでございます。

第2条では、146ページの「第2表 地方債」のとおり土地区画整理事業費として、限度額、利率、償還の方法を定めたものでございます。歳入歳出予算の概要については「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

144ページでございます。

まず、歳入では、1款繰入金3,549万8,000円、2款繰越金、存目1,000円、3款国庫支出金1,650万円、4款諸収入につきましても存目1,000円、5款町債1,280万円、歳入合計6,480万円でございます。

歳出であります。1款事業費5,139万4,000円、2款公債費1,263万8,000円、3款諸支出金につきましては存目1,000円の計上です。4款予備費76万7,000円、歳出合計6,480万円でございます。

次に、161ページをお願いいたします。

議案第68号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,270万円と定めるものであります。

第2条では、164ページの「第2表 債務負担行為」として、水洗便所改造資金の利子補給金と欠損補填金に係る債務負担行為を定めてございます。

第3条では「第3表 地方債」のとおり公共下水道事業債のほか3件の起債の目的、限度

額、利率、償還の方法を定め、第4条では、一時借入金の限度額を定めたものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、162ページの「第1表 歳入歳出予算」により説明を申し上げます。

まず、歳入であります。1款分担金及び負担金で972万2,000円、2款使用料及び手数料で1億1,125万1,000円、3款国庫支出金1,500万円、4款県支出金60万円、5款繰入金1億6,662万4,000円、6款繰越金につきましては存目の1,000円です。7款諸収入は2,000円、8款町債1億2,950万円、歳入合計が4億3,270万円でございます。

歳出につきましては、1款総務費6,582万4,000円、2款事業費9,816万5,000円、3款公債費2億6,728万3,000円、4款諸支出金、存目計上1,000円であります。5款予備費142万7,000円、歳出合計4億3,270万円でございます。

次に、183ページをお願いいたします。

議案第69号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,300万円と定めるものでございます。

第2条では、186ページの「第2表 債務負担行為」として、水洗便所改造資金利子補給金と欠損補填金に係る債務負担行為を定めてございます。

第3条では「第3表 地方債」のとおり資本費平準化債に係る起債の目的、限度額、利率、償還の方法を定めたものでございます。歳入歳出予算の概要については「第1表 歳入歳出予算」によって説明を申し上げます。

184ページであります。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金1万1,000円、2款使用料及び手数料806万円、4款繰入金4,702万8,000円、5款繰越金、存目の1,000円です。7款町債790万円、歳入合計6,300万円でございます。

歳出であります。1款総務費2,163万9,000円、3款公債費4,090万2,000円、4款諸支出金、存目の1,000円です。5款予備費45万8,000円、歳出合計6,300万円でございます。

次に、201ページをお願いいたします。

議案第70号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計の予算につきましては、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,129万円と定めるものでございます。概要につきましては、次ページの「第1表 歳入歳出予算」についてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。1款繰入金99万2,000円、2款財産収入8,000円、3款諸収入

1,028万8,000円、4款寄附金、5款の繰越金につきましてはそれぞれ存目1,000円の計上  
あります。歳入合計1,129万円でございます。

歳出であります。1款育英資金貸付金1,128万円、2款基金積立金9,000円、3款諸支  
出金につきましては存目1,000円の計上です。歳出合計1,129万円でございます。

次に、213ページをお願いいたします。

議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

第1条では総則を定め、第2条では平成20年度の業務予定量を給水戸数4,170戸、年間総  
給水量140万5,000立方メートル、1日平均給水量3,850立方メートルと定めてござい  
ます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を2億2,629万3,000円と定めるものでござい  
ます。

第4条では、資金的収入及び支出の予定額のうち、収入で1,925万円、また支出を1億  
1,800万円と定めるものでございます。

なお、収支不足額9,875万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補てんを  
するものでございます。

214ページであります。第5条では石綿セメント管更新事業費といたしまして1,400万  
円の企業債を予定するものでございます。

さらに、第6条では一時借入金の限度額を、第7条では予定支出の各項の経費の流用を定  
めてございます。第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、ま  
た、第9条ではたな卸資産購入限度額をそれぞれ定めてございます。

以上、平成20年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせて12会計の予算概要  
についてご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお  
願いを申し上げます。提案理由のご説明にかえさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより12件の一括質疑に入ります。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 20年度の予算がただいま上程されました。その中で、1点伺っておき  
たいと思います。

町長は、ただいまの説明の中で、大変財政が厳しいと、そういう中で予算編成をしたとい  
う説明がございました。そんな中で、今回20年度予算書の5ページ、都市計画費の中の説明  
にあります。約2,000万の境土地区画整理組合に対する助成を行うという内容が入って  
おります。これについては、過日も概要説明の中でお話もございました。その中で、私はこの

町の全体的な財政の中で、今後、執行としてはどんな考えを持ってこの提案をなされたか伺っておきたいと思います。特に私が感じるのは、ただいま監査委員のほうからも報告がございましたこの財政の問題の中で、基金の件、これを見ておりますと本当に町長が説明するとおり厳しいなと思っております。

07年6月15日、地方自治体健全化法案が成立いたしました。07年12月7日、自治体の財政新基準が示されました。この新基準を今後町としては、これらに対して対応していかなければならない、そういう環境にあるのではないかと考えております。

18年度決算が9月に認定になったわけでございますが、それらの残高を見ますと13億279万4,000円、そして会計閉鎖年度が15億9,300万という内容であります。そして今回、あした提案されますが、19年度の補正6号を見ますと、当初、基金繰入金4億7,000万円の予定でございました。今回、約5,000万の減額補正をされるようであります。基金繰入金、19年度は4億2,000万円となっております。これらを見ますと、先ほど監査委員の報告のとおり現在8億8,000万、約9億弱の基金であるなと思っております。そして、この20年度の予算で約3億8,000万の基金取り崩しを予定しているところでございます。そんな町の財政の中で、どうしてもこの境については支援しなければならない、これに至った経緯を報告をお願いいたします。

もう一点は、町の大変厳しい中での財政支援でございます。今回の要請額の範囲であることを、組合と確約書あるいは協定書を結ぶ必要があるかなと私は思っております。それについて、この議案審議をする前に伺っておきたいと思います。特に言っておきたいのは、町は今度の新財政指標の中で危険ラインまでは行っていないのかなと思いつつも、しかし、その危険性は大きであると。そして、そこの中のもう一つのポイントである実質収支比率、これがかなり今の基金の体系では赤字になる可能性もあると。このラインがかなり低い数値であると。約11.25から15%という内容でございます。赤字は当然避けなければならないと思って、恐らくこの点のこれからの財政運営をしていくと思っておりますが、やはり総体的に今度は広域あるいはいろいろな負担、町として負担すべきことを総体的にとらえる一面もございまして、危険性が大きであると。実質公債費率については危険度が増すという中で、この提案は先ほどお願いしたようにどういう考えを持って提案するか、またその組合との協定なり確約書をとる考えはあるかどうかと考えています。よろしく申し上げます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番議員の質問にお答えいたします。

境区画整理事業とそれから財政指標との関連のお尋ねと、このように受けとめているとこ

るでございます。

境区画整理事業の支援につきましては、何度も申し上げてまいりました。改めてここで申し上げるまでもないと思っておりますが、本日提案した予算の中で2,000万ほど支援をするということで提案をしている。過日の協議会の中でも、担当課のほうから細かに説明しているところでございます。お尋ねの心配される点については、重々私どもも考えてきているところでございます。

実質公債費比率については、これまでもお話ししてまいりましたが、27年度に公債費負担適正化計画の中で17.8%という目標を立てておりますので、その達成については私どもはしっかりとやらなければならないと。そういう中において、この境区画整理事業についてどうなのかということでございますが、今までもお話ししてまいりましたように、厳しい財政の中ではあってもこの事業を終結しなければならない。そういう考えのもとにあえて本予算を提案した次第でございますので、何分のご理解をいただきたいと思っております。

また、確約書という話がございましたが、これについてはどういうことでなされればいいのかということも検討しなければなりません。今のところ確約書をとるという考えは考えておりません。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 確約書を考えてみたらどうだということを提案したのは、過日の計画書の中で1点、私はあの計画書で疑問があると。それは、1つはあの事業は確かに保留地販売完了時、それが事業終結の第1の条件であります。それで、それを終了すれば当然組合解散に向かっての事務手続を含めてできる。しかし、あの中でコンサルタント業務、これについては保留地が完売する前に計画書の予算案の8割強を既に払ってしまう。一般的に住宅を建てる場合に、住宅が完成するまでに着手金なり中間で出来高によって払う、そして最後は住宅に完全に生活できる段階で払うのが一般的なお金の流れ、あるいは契約の流れであろうと私は思うわけであります。

今回の計画については、中間でそれが完成を見ないような状況の中で多くのお金を支払ってしまう、こういうのも指導しながらいかなければならない。しかし、これは町以外の事業でございます。今回、この大きな金を支払うに当たって3たびということのないように。1回、1億出しています。今回、1億2,000万の要請がございました。これを町としても、ぜひ組合の努力を認めながら、しかもっと強力に組合員の意識向上を図るために、これが最後ですよというような確約を私は取り交わすべきであろうと思っております。この点、再度伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問にお答えいたします。

確約書ということですが、過般説明した内容の中で調査設計費ということで支出するようになっております。この費用はこの前も説明したと思いますが、事業終結をしてまたしなければならないときに組合員の持っている土地の登記をして、そして本人の名義をしなければならないという手続費用に大半かかるということですのでございますから、これがないと終結に至らないということはこの前お話ししたと思います。私、ちょっといなくて申しわけございませんでしたが。ですから、これをなくすということはちょっと難しい。組合員の多くの方々に今後永久に不利益をこうむらせてしまうということですから、それは避けなければなりません。

それはそれでございますが、保留地処分というのが大前提になっているということは私も十分承知しております。それは、あくまでも組合として保留地処分をするという前提の中で特定調定をされるわけでありますから、もし、その処分がなされなければ組合員の役員の方々にそれがかぶさっていくということで、これは必然的にそうなりますので、町があえて確約書をとるということはいかなるものか。その保留地処分についての売るについては、町も十分に協力はしなければなりませんけれども、役員も組合も今必死の思いでこの事業終結に向けて努力しているところでございますので、その確約ということじゃなくて、組合員の最終的には負担になってしまうということであります。町は、この支出しようとする1億2,000万円の中でこの裏づけというのは示したように公共施設、公園あるいは道路等々に見合う分として町が算定したものでありますから、確約ということではなくて、組合でしっかりとこの終結に向けてやってもらうということで理解を求めたいと、このように考えているところでございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成20年度鏡石町各会計予算については質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。  
お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成20年度各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、深谷荘一君、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、根本重郎君、6番、大河原正雄君、7番、柳沼俊行君、8番、今泉文克君、10番、木原秀男君、11番、菊地栄助君、12番、小貫良巳君、13番、円谷寛君、14番、円谷寅三郎君の13名を指名いたします。

ここで予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前11時49分

開議 午前11時57分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成20年度各会計予算審査特別委員会の委員長に深谷荘一君、同副委員長に根本重郎君が選任されました。

請願・陳情について

議長（仲沼義春君） 日程第17、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時58分

## 平成20年第4回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成20年3月5日(水)午前10時開議

- 日程第 1 報告第14号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 2 議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第40号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第42号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第43号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第44号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第45号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第46号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第47号 鏡石町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第48号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第13 議案第49号 財産の処分について
- 日程第14 議案第50号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議案第51号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第52号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第53号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第54号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第55号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第56号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正

予算（第2号）

- 日程第21 議案第57号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
 日程第22 議案第58号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）  
 日程第23 議案第59号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第5号）  
 日程第24 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳沼 俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課長 参事兼課長	角田 勝君
健康福祉課長	今泉 保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局局長	面川 廣見君
都市建設課長 参事兼課長	椎野 優偉君	上下水道課長	小林 政次君
教育課長	佐藤 節雄君	教育課長	遠藤 栄作君
会計管理者 兼出納室長	八巻 司君	教育委員会 委員長	稲田 耕筈君
選挙管理 委員会委員長	曾根 巧君	農業委 員会長	會田 栄夫君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川 武	主任主査	大河原 久美子
-------------	------	------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第1、報告第14号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔報告第14号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第14号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決した事件の承認につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めます。

2ページをお願いいたします。

専決第13号、専決処分書、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定によりまして、平成20年7月1日から飯野町を福島県市町村総合事務組合から脱退させることの協議に関して、異議がない旨、同法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された市町村長の専決処分事項により、本年2月1日に専決処分したので報告するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第14号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第14号 専決処分した事件の承認を求める件は承認することに決しました。

議案第38号～議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第5、議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第5、議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第38号議案～第41号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第41号 教

育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、さきの特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、現行の本則規定から10%を削減するものでございます。

議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、10ページ別表中、議長32万9,000円、副議長27万1,000円、常任委員長、議会運営委員長25万5,000円、議員25万1,000円を議長29万6,100円、副議長24万3,900円、常任委員長、議会運営委員長22万9,500円、議員22万5,900円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものとしてございます。

次に、議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたびの答申を踏まえ、県内の監査委員に対する報酬支給形態、勤務の実態等を考慮し、従前の支給形態とするものであり、12ページ別表、監査委員の項中、識見を有する者のうちから選任された者、日額8,200円、議会の議員のうちから選任された者、日額7,200円、識見を有する者のうちから選任された者、年額21万3,000円、議会の議員のうちから選任された者、年額15万7,000円に改めるものであります。

附則につきましては、この条例は平成20年4月1日から施行するものとしてございます。

次に、議案第40号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、14ページでございます。

別表中、町長82万1,000円、副町長65万7,000円を町長73万8,900円、副町長59万1,300円に改め、附則第9項を削るものでございます。

附則につきましては、この条例は平成20年4月1日から施行するものとしてございます。

次に、議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、16ページでございますが、第2条第1項中「月額61万6,000円」を「月額55万4,400円」に改め、附則第9項を削るものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成20年4月1日から施行するものとしてございます。

以上、一括上程されました議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案につきまして、提案理由の説明をいたしました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番の円谷ですが、ただいま上程されました議案第38号から第41号の中で、二、三質問をさせていただきたいと思います。

まず、議員の報酬についてはやはり県内の人口とか、財政の規模、そういうものと比べて鏡石は若干高かったのかなというふうに思いますので、減額はやむを得ないのかなというふうに思います。

ただ、やはり第39号の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件では、以前には年額で決まっていたわけです。それが日額になって、住民監査請求が出されて非常に監査が時間を要するというので日額にしたわけですがけれども、今回はまた年額に戻すということであるわけですがけれども、今手元に私、資料がないんですけれども、この監査委員の報酬というものは、もともと日額制に戻す前の年額に対して減額をしているのかどうかということが1点でございます。

それから、議案第40号の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これはかなり問題がある議案だというふうに考えております。と申しますのは、今までの財政を配慮して、町長は15%の減額をやっていると思うんです。それをこういう状況に何か紛れてと言ったら語弊がありますがけれども、こういう状況の中で実質的に賃上げと言いますか、給与を引き上げになるわけですね、15%が10%の減額ですから。これは今の政治状況、町政の状況からいっていかがなものか。

町の財政は非常に悪い、町長は国が悪いといつも言っていますけれども、鏡石町の独自の姿勢というものがかなりあると思うんです。例えば、境の土地区画整理にかつて1億円も投入し、さらにまた1億2,000万円を投入するというのは、これは、これから私も一般質問に通告しておりましたし、議論をしますけれども、かなり大きな町政の責任であるわけです。これをやっぱり今まで指導監督をしてきた、その指導監督のあり方がこのような赤字が出た、そういうことで町はまた出さなくてはならないわけですから、こういう状況の中で、給与を引き上げるといことがいかにこれは誤った対応であるかということです。

いろいろそのほか問題は数々あります。長田町長の時代には、裁判で前も一つ負けるたびに事務改善決議とか何か議会の決議をされて減俸されているんですけれども、そういう議会の今、対応が全くなされない中でいろいろな裁判の敗訴とか、そういうものがございましたけれども、何らそういうものに対して責任をとって来ない、そして財政がますます悪化をしている中で、このような町長の給与をこういう中で変えるということについては、私は強く反対をしますし、その辺についてもう少し説明を求めたいと思います。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、議案第39号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の中で、日額を年額に改めるものでありますが、日額の従前のものとの比較というふうなことのご質問かと思えます。

そちらにつきましては、今回の額面につきましては従前のものということで、代表識見を有する者につきましては21万3,000円、それから議会選出につきましては15万7,000円と従前の額に戻すものでございまして、ちなみにではあります、これまでの日額で平成18年度決算の中では39万4,200円ほどの決算額となっておりますので、今回、両方額面を合わせますと37万円で、一部減額となるものというふうに理解してございます。

なお、議案第40号の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、いわゆるこれまでの財政状況を考慮した中での附則条項だというふうに思いますが、けれども、こちらにつきましては、平成15年から特別措置は行ってきておるところではございますけれども、このたびの特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、いわゆる町長、議員の皆様の報酬につきまして見直しをさせていただいたところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 今の答弁ですけれども、だからそういうことはみんなわかっているんです、今までも説明聞いてきたんだから。だけれどもこの状況の中で、実質的に町長の給与を引き上げることが妥当かどうなのかということをお聞きしているんです。答弁になっていないんじゃないですか、そういうことでは。そういうことはわかるんです、経過は。でもこの状況は、まさにさらに減俸しなくてはならない状況ではないのかと私は言っているんです。

境の問題で1億2,000万円を投入するということは、これは大責任問題なんです。非常に今議会がおとなしいものだから、余りにもやりたい放題だと私は思うんです。1億円のときだって私はかなり問題だということで反対をしてきたんです。さらに1億2,000万円を出すということは一体どうなのか。町は財政難のために、第3次総合開発計画、第4次総合開発計画の一番中心的な事業である駅東があのようにほっぽり出されたままになっているんです。

そういう中で、このような大金を一部の組合のために、一部の人のために町費を引き

続き投入することはどうなのか。あの境地区には国・県の金を含めて大変巨額の投資がなされているわけです。そういうものを投入するに際しての指導がどうだったのか、指導は関係ないというのだったならば、それは組合の人たちに責任をとってもらうべきであるし、金を出すということは指導が悪かったということ認めているのではないかと私は思うんです。

そういう状況の中で給与を引き上げるということは、私は、非常に不当だということで町民は納得しないだろうということを申し上げているんです。だから、今の総務課長の答弁では納得できませんので、なぜこの期に及んで引き上げるのかということをお答えしてもらいたい。

諮問がそうだったと言いますけれども、具申をしている執行部がそういう具申をしたんですよ。それで町長が諮問をした諮問会議の人たちが答申をしているんです。だからそういうものはあらかじめ最初からわかる結果なんです。必至的なものなんです、そんな諮問会議なんていうのは、そこにすべてを責任転嫁するということは、私は納得できない。なぜこの期に町長の給与を上げなくてはならないのかということで、その理由を聞いているわけですから、まともに答弁してください。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

財政状況の考慮の中で、既に先ほどもご答弁申し上げましたが、平成15年から5%、そして13%、今現在では15%の削減をしているというのはご承知のとおりでございます。その中での状況を踏まえた中で、今回は特別職の報酬等の審議会の中でも議論をさせていただいたところでありますが、10%ということで今までの15%からでいきますとご承知のとおり上がるような形にはなりませんけれども、全体の中での本則の引き下げというふうなことでございましたので、そちらについてのご理解はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 答弁になっていないんですね、なぜ今5%上げなくてはならないのかという理由にはならないです。諮問会議なんていうのは、早く言えばそんなのは、諮問会議している人たちには失礼かもしれないけれども、あらかじめわかっているんです、それは、それは町長が任命した委員の人たちが審議するわけですから。そういう答申が出てくるのはわかっているんです、最初から。なぜそういうものを具申したかということをお聞ひしているんです。

なぜ今この期に及んで町長の給与を上げなくてはならないのか。これはだれも納得できないでしょう、こんな失政だらけでしょう今。私もプールのときに言いましたけれども、本当に融資できないですよ、あんなに巨額のお金をかけて。そしてこれで財政をもう悪くしてい

る。利用しているのはほとんど町外の人です。そういうのに莫大なお金をつぎ込んだり、いわゆる境についても何回も言うようですけれども、これほどの失政はないんです。

そういう状況の中で、議員は10%減額、それにどさくさに紛れて町長の給与を上げていくなんていうことは、やはり町民は納得しないということで聞いているんですから、なぜ5%今の時期に給与を上げなくてはいけないのかということの説明してくれなくては納得できないです。もう少し詳しく説明してください。

議長（仲沼義春君） 町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番議員の再々質問にお答えいたします。

この議案第40号についてのお尋ねでございますが、いろいろと意見はありだと思います。先ほど総務課長がお答えいたしましたように、過去5年にわたって1年ごとに条例を暫定的に皆様方にご提案をして減額してまいりました。このたび約12年ぶりに報酬審議会を開催して、そしてこの特別職あるいは議員の皆様方の報酬、いかにあるべきかということを経験したわけでありまして、

従来、慣例で町長の約40%が議長の報酬、そして30%が議員の報酬ということで全国市長会と、全国町村会との申し合わせがあって、そういうことをやっておられたということでございましたので、今回10%ということにしたのはそういうことがございまして、この今回の議案の提出になったわけでございます。

いろいろ失政だらけだというような質問でございますが、大変私にとっては心外だと思っております。また、改めてそういう失政が本当に具体的になったときには、きちんとけじめをとらせていただくつもりでございますので、申し上げながらご答弁いたします。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

12番（小貫良巳君） ただいま一括上程されております議案の中の町長の報酬ということで、今問題になっているんですが、私はその率で今質問するのではないんです。今まで12月の定例会で、自主的に15%町長は下げておったわけでありまして、私が議長の時代に、やはり財政が厳しいということで町長に相談したことがあります。そのときに、町長はそうだなと、やっぱり下げるべきだというようなことで、5%だったか下げていただきました。

それで、町長が下げたんだから議員も当然下げるべきだということで、私は皆さんにお話したところ、ちょっと難しいということで定員を2名削減させていただいたわけでありまして、今回も、そのときに町長にやはり下げるときは審議会を開いて下げたほうがよかったんではないですかと言った記憶があります。そうしたら下げるんだから審議会は要らないだろ

うというような答弁をいただきました。

やはり今、話が食い違いというのはそこから来ていると思うんです。やっぱり下げるときも審議会を諮問すると。あと上げるときは、当然審議会はなくてはならないんですが、そこで12月に15%を自主的に下げて、そして今回10%に本則を下げるということなんです、この3カ月のうちに上がったたり下がったりではないんですが、町長だけが上がったというような今批判を受けているわけでありますが、やはり3カ月前に審議会を開いて、そして新年度から下げるといような考えを持っておれば、今までの町長の給与が値上がりするという考えはなかったのかなと私は思っております。

10%というのは大変な金額であります、私もこの議案が出たときに、議員発議でやはり15%ぐらいは下げてほしいと考えていたんですが、それもなかったから審議会でそのような方法をとったのかなと私なりに考えているんですが、その辺を今の心境を執行部にちょっとお聞きしたいなと思って質問したわけでありますので、よろしく願いいたします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 12番議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

このたびの特別職報酬等審議会につきましては、本年1月30日に開催させていただきました。その中での中身といたしまして、審議会の今条例に基づきまして委嘱をし、行うわけですが、町の諮問に基づきましての審議というふうなことになります。

先ほど町長からご答弁申し上げましたとおり、平成8年4月以来の改定で特別職の報酬等審議会は開催しておりませんので、今回が12年ぶりのことになるわけでありますけれども、その中での中身といたしましても、これまでの暫定的ないわゆる財政状況を考慮した中での削減ということでは、平成15年から行ってきているわけでありますけれども、その中を踏まえた中で、今回の削減の中での諮問というふうなことでご審議をいただきました。

その中での状況として、いわゆる県内の状況、隣接市町村の状況等を踏まえた中で10%が妥当というふうなことでの協議の内容でございましたので、そういった中での答申をいただいたところでもございますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

なお、意見として出てきたわけでありますが、社会情勢が変わった場合には速やかに審議会の開催をしていただいて、状況等についても報告をお願いしたいというふうなことがありましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） ただいま議論されておりますこの4件でございますが、私はこの議会の場に入りまして、丸9年を今終わろうとしております。そんな中、スタート当初は52億円くらいの一般会計予算でスタートした我が町であったところでございますが、今は48億8,000万円ということで、この10年間で26%の一般会計の予算が減額しております。非常に交付税の問題やら多くのことがあるかと思うんですが、その中で我が町財政は厳しい厳しいと、常にあいさつの中に出てきております。

当然のことながら、その財政の確立のためには、我々考えていかななくてはならない点が多々あるかとは思いますが、その中で、議案第38号議員の報酬、それから幾つかのやつが10%ということで諮問委員会のほうからですか、審議会ですか、決まったということで、やはり町民もそれだけの減額をするのが妥当だというふうなことで、有識者の方々が今回結論を出していただいたというふうに私は重く受けとめております。

しかし、我が町の現状は多くの方がご質問もされておるようでございますが、今回新たに境区の援助ということで、大変大きな予測のされなかった支出が今後6年間にわたって行われようとしております。そのためにも我々はまた新たな観点から考えなくてはならないのかなというふうに思っております。

私はこの議員生活9年の中で、境地区というものを外側からではありますが見てきたところでございます。大変組合の方々、あるいは関係者の方々が厳しい中でその解決に向けて努力している姿を見ると、非常に自分の力のなさを感じ、反省しているところでございます。

審議会が10%というのは、一般的に現状の経済状態、あるいは町がおかれている財政状況の中から判断された結果だと思えます。

私は議員の一人として、この町事業執行に携わったものの一人として、やはり今後予測される社会の問題やら、あるいは幾つかの訴訟の解決もあったり、町民の福祉とかそういうことを考えたときに、もっと考えなくてはならないなというふうに私は思います。

よって、議案第38号及び第40号につきましては、もう少し減額すべきものであろうというふうに私は思っております。そのようなことを踏まえて、町執行は10%という諮問の数字だけを出してきていますが、その辺についてはどのようにお考えになっているのか、改めてお伺いさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番議員にお答えいたします。

今お尋ねのもろもろの情勢状況については、私どもも十分勘案しております。ですから、今まで私どもも約5年間にわたって自主的に減額をしてまいりました。今般、議員の皆様方

にもそういった形で審議会のほうにお願いをするということになりますと、それが果たして5%がいいのか、7%がいいのか、10%がいいのか、20%がいいのか、50%がいいのか、そういう非常に微妙な問題もあるわけであります。

であるならば、皆さん方もできるならば私どもと一緒に5年前からそういうことの意味をはっきりさせていただければ、今回もすっきりした形で恐らくなったのではないのかなと、私はそう思っております。

先ほど申し上げましたように、従来、町村長の40%が議長の報酬と、30%が議員の報酬ということに申し合わせてなってきたということでございますので、これは全国レベルで県に対しての指導でございましたから、今回、20%を仮に我々が下げますと、皆さん方もそういうふうになるわけでありますから、果たしてそれで皆さん方がよかったのかどうかと、結果論としてそういうことになれば、いささかも我々はそういったものに踏み切ることについてはやぶさかでないわけであります。

なぜ今まで5年間、皆さん方はその意思表示をしていただけなかったのかということが私にとっても一つ何と申しますか、この場の議論としては非常にいささか不本意な、あるいは今の質問に対しては考えておるところでありますので、皆さん方が本当に30%も50%も報酬を削減しようということであれば、私はいささかもやぶさかではありません。ですから、もう少しそういったものを議会の場で議論していただければ、私どももそのとおりにしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

次に、議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

次に、議案第40号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

次に、議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

初めに、議案第38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第6、議案第42号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第43号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第42号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第43号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第42号議案、第43号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま一括上程されました議案第42号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第43号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

まず初めに、議案第42号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正す

る条例の制定ついて、ご説明申し上げます。

次ページをお願いします。

鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年鏡石町条例第4号）の一部を次のように改正する。

初めに、上位の法律名が変わったことによります条項の改正であります。

第2条の表中「（6）日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）」を「私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）」に、「（7）老人保健法（昭和57年法律第80号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」に改めるものであります。

次に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部改正に伴う条文の追加であります。

第3条第3項は助成対象者の制限の規定であり、第5号として中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定に基づく被支援者、いわゆる医療支援給付を受けている方は対象にならないとするものであります。

附則としまして、施行期日を平成20年4月1日からとし、経過措置としまして施行日前の受診にかかわる助成につきましては、なお従前の例によるものとしてあります。

続きまして、議案第43号についてご説明申し上げます。

19ページになります。

議案第43号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

次ページをお願いいたします。

鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年鏡石町条例第31号）の一部を次のように改正する。

初めに、第2条につきましては、先ほどの条例改正と同じく上位法の名称が変わったことによります改正であります。

第2条第2項第6号の改正前、日本私立学校振興共済事業団法、第6号として私立学校教職員共済法に改め（昭和28年法律第245号）、第2条第2項に老人保健法から変わりました高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）を第7号として加え、第2条の第3項の「又は事業団」を「事業団又は後期高齢者医療広域連合」に改めるものであります。

次に、第4条であります。第4条は給付制限の条項であります。その条項に次の2号を加えるものであります。

第4号として、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の第2

号に規定する後期高齢者医療広域連合の被保険者として認定を受けられる資格がありながら、その認定を受けていない者（認定を受けた後、その認定申請を撤回した者を含む。）について、総医療費の1割を超えるものということで、1割を限度とするものであります。

第5号として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定に基づきます被支援者でありまして、同条第2項第3号のいわゆる医療費の支援給付費の支給を受けた場合に制限するものであります。

次に、別表の改正であります。

疾患分類及び疾患名が近年変更されてきておりまして、改正前の表中、精神分裂病を統合失調症に改正するなど、8カ所の改正があることから、次のとおり表全部をまとめるものであります。

次ページをお願いいたします。

附則としまして、施行期日を平成20年4月1日からとし、経過措置として期日前の受診に係る医療費助成につきましては、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、一括上程されました議案第42号並びに議案第43号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第42号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第8、議案第44号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いただきます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第44号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第44号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する内容につきましては、町で実施している子育て支援事業の一環である6歳児までの医療費10割給付について、さらに家計の負担軽減を図るとともに、医療給付費の適正支出が図れるよう、対象年齢を9歳まで引き上げることと、葬祭費につきましては現行給付額の3万円を福島県後期高齢者広域連合の葬祭給付費5万円と均衡を保つために引き上げるものであります。

鏡石町国民健康保険条例（昭和34年鏡石町条例第4号）の一部を次のように改正する。第5条中につきましては、本文で規定している「次に掲げる被保険者は、療養の給付を受ける場合においては」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は」と規定し、第1号を削除するものでございます。

第8条、葬祭費につきましては「3万円」を「5万円」に改めるものであります。

以上、説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの提案に対して質問をいたします。

13番の円谷寛ですが、今回後期高齢者健康保険というものができわけですけれども、この葬祭費の関係です。国保条例の葬祭費の適用は後期高齢者の場合はどうなるのでしょうか、

お尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の質問にお答えいたします。

後期高齢者医療広域連合の葬祭費につきましては、先ほど申し上げましたが、5万円に規定されたということがございますので、それに均衡を保つために、今回町の条例も5万円に引き上げるということがございます。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 今度平成20年度の予算で十分に審議されるわけでありますが、今回の制度改正によりまして、就学前から今回9歳までということですが、そこまでの制度に変わるわけでありまして、

この3年間、3歳間というのか、これで年間大体どのくらい、鏡石町は子供の出生がずっと平均できましたので、大体年間このくらい負担になりますということ、数字わかりましたらお願いします。なお、後から審議でもあると思うんですが、その点ちょっとよろしく願います。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

乳幼児10割給付についての増額分でございますが、1年間に330人ほど見込んでおりまして、金額にしては750万円程度というふうに推測しております。

以上です。

#### 発言訂正について

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員のご質問なんですが、ちょっと数字を間違えまして、年間7,500万円でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第44号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第9、議案第45号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第45号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第45号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置につきまして、平成18年度及び平成19年度において緩和措置が講じられてまいりました。

平成20年度においても影響を受けるものの上昇を緩和すべく、平成19年度の水準にとどめることとするための改正であります。

平成20年度も講ずることができるよう国の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が公布され、それを受けまして、平成18年の介護保険条例の一部を改正する条例を一部改正することとしたものであります。

次のページをお願いいたします。

鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年鏡石町条例第10号）の一部を次のように改正する。

初めに、附則第2条の見出しにつきまして、「平成18年度及び平成19年度」を「平成18年度から平成20年度までの各年度」に改め、同条に次の1項として第3項を加えるものであ

ります。

第3項、平成18年介護保険等改正令附則第4条各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率につきましては、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じた額とするものであります。

第1号から第3号は現時点でのいわゆる第4段階、被保険者の緩和措置でありまして、第1号は第1段階から第4段階にかわった方の規定でありますので、金額は3万7,400円であります。

第2号は、第2段階からの対象者でありまして、保険料を3万7,400円とするものであります。

第3号は、第3段階からの対象者でありまして、保険料を4万1,000円とするものであります。

次に、第4号から第7号の規定は、第5段階、被保険者の緩和措置であります。

第4号は、第1段階からの対象者でありまして、4万5,000円とするものであります。

第5号は、第2段階からの対象者でありまして、4万5,000円とするものであります。

第6号は、第3段階からの対象者でありまして、4万8,600円とするものであります。

次ページをお願いいたします。

第7号は、第4段階からの対象者でありまして、5万2,200円とするものであります。

それぞれ平成19年度と同じ保険料とするものであります。

附則としまして、施行期日は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第45号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第45号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休議します。

休議 午前 11時03分

開議 午前 11時03分

議長（仲沼義春君） 開議します。

発言訂正について

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 先ほど7番議員のご質問にありました乳幼児医療費給付の年齢引き上げに対する増額分でございますが、750万円でございます。

以上であります。

議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 次に、日程第10、議案第46号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第46号議案を朗読〕

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第46号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

このたびの条例の制定につきましては、昨年4月に発生いたしました東京都町田市における公営住宅の暴力団員による立てこもり発砲事件を受けて、暴力団員の入居を排除する条項を加えるものでございます。

28ページをお願いいたします。

鏡石町町営住宅条例（平成9年鏡石町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条は入居資格を規定したものでございますが、「第2号及び第3号」を「第2号から

第6号」に改め、同条に次の1項を加えるとしたものでございます。

第6号は、その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことと加えるものでございます。

第7条につきましては、入居資格の特例でございますが、第7条第2項中「同条第2号及び第3号」を「同条第2号から第6号まで」に改めるものでございます。

第41条につきましては、住宅の明け渡し請求の項でございますが、「第41条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。」といたしまして、第6号として「暴力団員であることが判明したとき」と加えるものでございます。

次に、第41条第4項中の項につきましては、それぞれ借り上げの満了等の条項の整理でございます。

そして、第56条につきましては、駐車場の使用資格を定めたものでございますが、こちらにつきましても第56条第4号中「第41条第1項第1号から第5号まで」を「第41条第1項第1号から第6号まで」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第46号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第11、議案第47号 鏡石町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いただきます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第47号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第47号 鏡石町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、学校教育法の改正によりまして、法の条項に移動が生じたため、条例を改正するものです。

次ページであります。

鏡石町立小学校及び中学校条例（昭和39年鏡石町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中、学校教育法「第29条」を「第38条」に、同じく「第40条」を「第49条」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第47号 鏡石町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第12、議案第48号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第48号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第48号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの福島県後期高齢者広域連合規約の一部を改正する規約につきましては、別表第1と別表第3の変更であります。

別表第1中「飯野町」を削るにつきましては、広域連合を組織する市町村のうち、飯野町が平成19年11月9日福島市との合併が確定したため、別表中から町名を削除するものであります。

別表第3に次のように加えるにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第125条で規定している後期高齢者広域連合は、行うべき後期高齢者の健康の保持増進事業について、保健事業実施にかかわる経費のうち構成市町村の負担割合は、広域連合と構成市町村が協議して定めるとする規定であります。

附則として、この改正規約の施行期日は知事の許可のあった日とし、改正後の広域連合規約については平成20年4月1日から適用とするものであります。

なお、別表第1の規定につきましては、平成20年7月1日を適用とするものであります。

以上、説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第48号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第13、議案第49号 財産の処分についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第49号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） ただいま上程されました議案第49号 財産の処分について提案の理由を説明させていただきます。

提案いたしました議案は、成田地区の東部工業団地内の町有地の一部を売却するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

対象となる町有地は諏訪町380番10の一部で、現状が道路となっている雑種地の一部、1,098.39平方メートルであり、随意契約により総額996万1,298円にて、東京都中央区日本橋本石町3丁目3番16号、東レフィルム加工株式会社、代表取締役社長山口進氏へ売却するものです。

現在、東レフィルム加工株式会社が対象用地の両側に工場用地を所有していることから、東レフィルムの占用的な利用実態にあり、さらには東レ会社さんの防犯的な景観から、対象となる用地を一体的に利用したいと要望、相談がありましたので、当該用地を売却することは、町にとってもより有効であるとの判断から売却することといたしました。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。議案第49号 財産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第14、議案第50号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第50号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました議案第50号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、地方交付税の確定に伴う基金繰り入れ等の調整及び国道4号拡幅に係る第一小学校用地などの土地売り払い収入などのほか、各種事務事業の確定に伴う予算の整理が主なものでございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,688万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を41億6,832万5,000円とするものであります。

第2条では、36ページの第2表債務負担行為補正のとおり、指定管理者が行う鏡石町民プールの管理業務に係るリスク分担費用を追加し、第3条では同じページの第3表地方債補正のとおり、県中地域水道用水供給企業団出資費のほか、2件の限度額の変更、さらに第4条繰越明許費として、新たにスマートICアクセス道路整備事業費を定めるものでございます。

詳細につきましては、39ページ以降の事項別明細書によってご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 5番の根本でありますけれども、1点だけ質問をさせていただきます。

48ページの毎回補正で出てくるんですけれども、路線バスの負担金519万2,000円、これは当初ではなかなかかわからないと思うんですけれども、なぜこうなっているのかと。あとこれを含めて、平成19年度では全部で幾らの負担金になるのかお伺いいたします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 5番議員のご質問にお答えを申し上げます。

地方バス路線の維持対策に係りますこのたびの補正につきましては、平成19年度の補助の額が確定した関係から差額を補正させていただくものでございますが、なぜこのような形で補正が出てくるかといいますと、いわゆるバス路線の年度は10月から翌年の9月までというふうなことでございまして、行政の決算年度と半年ずれている関係もございまして、

そんな関係と合わせまして、ご承知のとおり路線バスにつきましては、乗車率が非常に悪い、年々乗客が減ってきているような状況がございまして、バス会社といたしましては自治体の助成をもって運行しているのが現状でございます。そのような関係から各路線の沿線自治体との助成金、補助金をもって運行を今行っている状況でございます。

2点目の平成19年度のいわゆる補助の総額でございますが、全体で2,481万1,635円ということになりますので、年々増加傾向にあります路線につきましては、これから今現在でございますが沿線の自治体と協議いたしまして、整理、統合していきたいというふうな考え方で今協議を図っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番の円谷ですが、今の最後の64ページのプールの委託料ですね、燃料費、灯油の値上がり分で271万5,000円という大金額をまたふやされるわけですけれども、この灯油の現行幾らの単価で仕入れているのかということが1点と、予算の単価は幾ら

だったのかということです。教えていただきたいのですが、さらに修正の見直しは毎年その都度、年に何回とかが決まっているんですか。1年に1回3月に決めるとか、その週と言っていますけれども、時期ですね、見直す場合の期間、何カ月ごとに見直すとかというものがあれば、教えていただきたいと思います。

議長（仲沼義春君） 教育課長。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） 13番議員のご質問にお答え申し上げます。

仕入れの単価といわゆる予算の単価ということでもありますけれども、まず予算の単価については協定書の中で、税込みでありますけれども、リッター当たり68円でございます。それで、現在3月までの仕入れ見込みということでもありますけれども、これについてはリッター当たり約83円15銭くらいになる予定であります。

あと、こういった見直し分についての期間でありますけれども、いわゆる年度末に行いたいということで考えております。でありますので、平成20年度においても今の時期になるかと思っております。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第50号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号、議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第15、議案第51号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第16、議案第52号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第3号）までの2件を一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第51号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第16、議案第52号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第3号）までの2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第51号議案、第52号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第51号、第52号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。このたびの補正の内容につきましては、平成19年度国庫支出金確定に伴う予算の調整でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,262万5,000円とするものでございます。

補正の詳細内容につきましては、71ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 続きまして、78ページに移ります。

議案第52号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第3号）、このたびの補正の内容につきましても、国庫支出金等確定に伴う予算の調整でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,241万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,889万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、81ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、2会計についてご説明を申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第51号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第17、議案第53号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第53号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第53号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、本年度の介護給付費の実績と見込み額に基づく減額補正、さらには地域支援事業における介護予防事業等の事業量の確定による減額補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,137万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,571万2,000円とするものであります。

詳しくは、89ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜

りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） この介護保険の関係なんですけれども、今回、介護予防関係で大分減額された、確定した関係で減額されたと。国・県、町も当然介護予防事業には支出あるいは歳入があると思うんです。だから、事業の中で当初予算の中でこれだけ上げておきながら、これだけ減額になったということは、結局町としては、介護予防事業は十分やっているんでしょうけれども、その枠に入らなかったのか、それともまだ予防が足りなかったのか、今後高齢者が数多くふえて来る、ふえて来るというよりも高齢者の増加傾向、その中で、介護予防事業というのはこれからますます重要だと思うんですけれども、その辺どうなのか、この原因等教えていただければと、お願いします。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 7番議員のご質問にお答え申し上げます。

介護予防事業関係の今回の減額補正の関係であります。説明の中にもありますが、介護予防事業、いわゆる特定高齢者の事業と一般高齢者の施策事業、それぞれ分けまして展開してきております。

特定高齢者、いわゆるリスクの高い方に対します予防事業につきましてですが、これにつきましては幾つかの事業展開しておりますが、委託料等で減額している内訳としますと、職員で対応したというような部分もありまして、秋の出前講座とか、そのような対応をしたことによりまして、その委託料等がかからなかったという面もあります。

また、一般高齢者等の予防事業であります。こちらにつきましてはやはりまだ周知に對しまして啓発が若干足りない部分がありまして、参加者等の人数が少ないというのが現状にあります。結果、それぞれその事業費が減額になってしまったわけでありまして。

ただいまおっしゃるようなこの介護予防事業ですが、一昨年平成18年度から始まりまして、毎年どのような事業を展開するか、関係機関と協議しながらやっているわけですが、ますますの重要性が出てまいりました。そういう意味では、より充実したその介護予防事業を平成20年度に向けても展開しなければならないというふうに考えているところであります。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

12番、小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

12番（小貫良巳君） ほんの小さいことなんですが、98ページの一般高齢者の施策事業費と、95ページの特定高齢者の施策の事業費の中の旅費です。この旅費が講師謝礼の金額が変わって、回数が変わっていると思うんですが、それが変わっているのに、この旅費が普通旅費と研修旅費が同じなんです。これはだから事業に対して2分の1にしたのか、また一般旅費と講師の旅費が別になっているのか、その辺をお尋ねしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にお答えしたいと思います。

特定高齢者施策事業における旅費と、一般高齢者施策事業の旅費の減額について同じような金額ということで、減額しているということによろしいでしょうか。

こちらにつきましては、その目的がそれぞれ違いまして、例えば一般高齢者事業費等の旅費ですと、認知症事業におけます研修会等に出席する旅費等がそういう旅費の中身に入っております。

また、特定高齢者につきましては、同じようにやはり特定高齢者に対応した研修会等がありまして、そちらに職員を含めた中で出席する研修旅費、さらにはサポーターの方々が出席するような旅費等も当初見込んでおりましたけれども、今回そのような研修に参加が少なかったということで減額させていただいたところです。

以上でございます。

12番（小貫良巳君） 減額を言っているのではないです。旅費が同じだから、この事業を一緒にして2分の1にしたんですかと。

健康福祉課長（今泉保行君） 失礼しました。

この事業につきましては、それぞれ事業が分かれております。ですので、あえて2分の1というような考えではございませんので、それぞれ事業に合わせた規模で旅費は算出しておりますので、半分半分というようなことではなくて、必要に応じた金額で旅費は予算化しております。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第53号 平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、昼食を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時01分

開議 午後 1時02分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第18、議案第54号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第54号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第54号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、前年度決算によります繰越金の処理であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、103ページ、事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

総務課長（木賊正男君） 以上、説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第54号 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第19、議案第55号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第55号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） ただいま上程されました議案第55号 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正第3号につきましては、土地売り払い収入の減額等に伴う補正減が主な内容であります。

歳入歳出それぞれ2,801万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,039万3,000円とするものでございます。

詳細は109ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 以上、説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの工業団地特別会計の補正に対して質問をさせていただきます。

今、課長の説明で、事業費が測量費を予算を計上しましたが、やらないで1,300万円が減額になっているわけですけれども、そうしますと、これはオーダーメイド方式ということになれば、買い主といたしますか、進出企業が決まってから測量をやると、こういう方法で進めていくわけですか。お尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 13番議員の質問にお答えします。

お話のように、具体的に進出企業等から具体的な提案があった段階で、そのオーダー内容に基づきまして測量等を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） この都ローラーさんの賃貸期間の延長というんですか、これによって町で債務負担行為を抱えているわけですが、その辺への影響というのはないわけですね。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 7番議員の質問にお答えします。

あくまで繰り延べという形で、現在のところ5年間という形での繰り延べを予定してございますので、その中で償還されるものということで、償還計画には変更はございません。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

本案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第20、議案第56号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第56号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） ただいま上程されました議案第56号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,583万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、前年度決算に伴う繰越金の整理をするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、114ページの第2表地方債補正のとおり、区画整理事業債を670万円に変更するものでございます。

詳細につきましては、117ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第56号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第21、議案第57号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第57号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第57号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ387万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,241万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、125ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第57号 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第22、議案第58号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第58号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第58号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,095万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、133ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課長（遠藤栄作君） 以上、ご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第58号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第23、議案第59号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第59号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第59号 平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条、収益的収入及び支出の既決予定額の総額から収入支出それぞれ84万9,000円を減額し、収入支出の総額をそれぞれ2億3,004万8,000円とするものでございます。

また、第3条、資本的収入及び支出につきましては、「建設改良積立金4,000万円」を「2,700万円」に改め、第1款資本的支出の既決予定額から1,300万円を減額し、1億4,682万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、137ページ、次のページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第59号 平成19年度鏡石町上水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 諮問第2号の上程、説明、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第24、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔諮問第2号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程いたしました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。

このたび真島鉄夫氏が任期満了となりますので、後任として中町40番地13在住の小森尚幸氏を推進したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものであります。

小森氏は昭和39年に中外製薬株式会社鏡石工場に入社、取締役、総務部長などの要職を務められ、平成16年9月に退社されております。

温厚にして人格にすぐれ、地域住民の信頼が厚い方であり、人権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様方のご意見を賜りたくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

本件に対する意見は、1名を適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決しました。

#### 休会について

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議事の都合により3月6日から3月12日まで7日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月12日まで7日間、休会することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時35分

## 平成20年第4回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成20年3月13日(木)午後1時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について  
総務文教常任委員長報告
- 日程第 3 平成20年度鏡石町各会計予算審査について  
予算審査特別委員長報告
- 日程第 4 請願・審査について  
各常任委員長報告
- 日程第 5 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

追加日程第6 意見書案第6号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書(案)

追加日程第7 意見書案第7号 道路財源の安定的な確保に関する意見書(案)

### 出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳沼 俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課 参事兼課長	角田 勝君

健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農業事務局局長	面 川 廣 見 君
都市建設課長 都参事兼	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
会計管理者 兼出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 會 長	稻 田 耕 筈 君
選挙管理 委員會委員長	曾 根 巧 君	教 委 農 業 委 員 會	會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 會 事 務 局 長 議 局	面 川 武	主 任 主 査	大 河 原 久 美 子
--------------------	-------	---------	-------------

開議 午後 1時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

なお、4番、今駒隆幸君、12番、小貫良巳君が遅参するそうでありますので、報告申し上げます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時01分

開議 午後 1時03分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問

議長（仲沼義春君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

円谷 寛 君

議長（仲沼義春君） 初めに、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 第4回定例会一般質問の最初に質問をさせていただきます13番議員の円谷寛でございます。

私の質問はいつも前置きが長いというふうな批判もあるわけでございますけれども、私は定例会ごとに一般質問をやっておりまして、後でその議事録を読んだ場合、この発言がどういふ社会情勢、政治情勢の中で引用したのかということを確認しながら聞きたいということで、若干前置きを述べさせていただきたいと思っております。

今、アメリカが燃えています。これは言うまでもなく大統領の予備選で、共和党はマケイン上院議員に確定したようでありますけれども、民主党はオバマ、ヒラリーの両上院議員の間で熾烈な指名争いを展開中でありまして、きょうの新聞を見ても、獲得代議員数で1,608対1,478と、その差わずか130の大接戦であります。マイノリティーであり、自分でも黒人のためにニューヨークでタクシーをつかまえるのにも骨が折れると言っているオバマ氏がな

ぜこれほど多くのアメリカ国民の心をつかんでいるのかということをお我々は今考える必要があると思うのであります。

それは、オバマ氏の予備選のキャッチフレーズにしてありますチェンジ、この言葉に代表されるように、アメリカ国民の閉塞的な現状変革への強い期待ではないかと思うのであります。世界のあちこちで戦争を引き起こし、環境問題でも京都議定書を批准せず、ならず者のような振る舞いを続けるブッシュ大統領への反発がマイノリティーであるオバマ氏への期待となっているのではないかと思います。歴代の自民党政権はこのブッシュ大統領に追随し、イラク、アフガン戦争をいち早く支持、海外派兵までしてブッシュの戦争政治を支えてきました。国内では油が急騰し大変不足しているのに、900億円も投じ、戦闘機や戦艦に給油を行っておるわけでございます。もう一つのアメリカを求めるアメリカ国民の願いを代弁しているのがオバマ氏の善戦ではないのかと思います。

アメリカの国民がブッシュのアメリカとは別のもう一つのアメリカを求めている同じときに、私は大変いい本にめぐり会うことができました。それは、内橋克人さんという経済評論家の書いた「もうひとつの日本は可能だ」という本であります。この本の中で内橋克人さんは、今の日本を、熾烈な競争と生き残り戦争にのみ狂奔し、何かといえばアメリカ発のグローバリゼーションを正義としてこれに追随し、グローバルスタンダードなる呪文を合唱して、飽きることない今ある日本の進み方にはっきりと異議を呈すべきときが来たのではないか。膨大な財政赤字、処理困難とされている巨額の不良債権、相次ぐ企業倒産、容赦ないリストラ、絶えることない過労自殺、際限もなく膨張する国民負担などなど、ごく普通の人の肩に収れんしていく痛みの深さ、展望なき未来への不安の重さ、私たちにとって時々絶望的とも思える日々が続きます。にもかかわらず、この膨れ上がる社会のゆがみをあたかもこの国と国民にとっての宿命でもあるかのごとく平然と見おろし、それでいて結局はアメリカ追随に終わる政治と政治家、識者、官僚、すなわちこの国のエリートらに対して、今強く私たちは反対だの声を上げたいということでありまして。あなたたちの説く改革論、グローバリズムの宿命論に一体何の正当性と根拠があるのか、このように内橋さんは述べて、さまざまな現状分析とこれからのあるべき企業像や人間像をルポルタージュしているわけでございます。その中からもう一つのあるべき日本像というものを描いているのであります。

氏は、あと書きで書いております。現在のむなしい徒労の経済から、人が人として尊重される人間生存の条件をより確かなものとする。会社はつぶれても人間はつぶれない、そういう社会を目指す。このゴールを目指して方向性を定め、しっかりと目を凝らして見れば、日々確かな努力の一步を重ねている私たち自身の姿に気がつき、改めて自分たちのけなげな努力や涙ぐましいほどの頑張りに感動さえ覚える。大事なことは、政治や企業が社会を変えるのではなく、社会が政治や企業を変えるのだというかけがえのない真理への覚せいですと

書いているわけでございます。「もうひとつの日本は可能だ」、これを私たちは信じて努力をする必要があると思います。人間のために政治や経済はあるのであって、決してその逆ではない、このことを私たちはしっかりと肝に銘じて歩み続けるべきことを内橋さんは教えてくれています。今こその基本理念を政治や経済に携わる人の多くに自分たちのものとしていただくことが日本の本当の再生になると確信するのであります。

次に、通告書に従い質問したいと思います。

最初に、地域水田農業活性化緊急対策についてお伺いいたします。

米は過剰による価格低下により農家は経営難に陥っております。生産調整は、市場原理で米価が決定される現行の仕組みでは価格維持のために必要不可欠のことと思われまます。町はもっと予算を拡充してこの事業に取り組むべきと考えるが、町当局の考えはということで通告をしておりましたが、私のところにも先日、2月に地区説明会の通知がありましたので参加をしてみりました。そこで生産調整の目標面積が割り当てられましたが、作付面積は161アールにのりなさい、生産調整面積は197.41アールにのりなさいと、何と55%もの転作割り当てがあったわけでございます。私としても、今日の米価ではつくっても採算が合わないのだから転作も当然考え、かつては100%やってきたこともあります。何とか米の生産過剰からの脱出というものをやはり我々は考えなくちゃならないと思っているんでございますけれども、この転作に当たって、何をつくったらいいのか。ある程度の昔のような転作補償、そういうものがないと、農家は今たくさん農機具を備えておまして、この機械のローンも払えない、こういうことになってしまうわけでございます。今の転作の指示では一体何をつくったらいいのか皆目見当がつかない、そして機械の借金をどうやって払ったらいいのか、みんな農家は悩んでいるわけございまして、これに対して町は、こういうものをつくればこのくらいになるんだ、あるいは町はこのくらいの転作奨励金を出しますよというようなものがないと農家は到底この転作を実施することはできないわけでございます。

しかし、米が過剰になれば、食糧管理制度がない現在においては、米は暴落の一途をたどるわけございまして、これではますます農業は大変なことになる。この悪循環が今までの状態だったろうと思うのであります。ですから、町はもっと農家の立場に立って、真剣にこういうものをつくればこのくらいになるんじゃないか、あるいは町は努力をして転作奨励金をやりましょうというような、そういう具体的な取り組みがない中では、これはまさに机上の空論といいますが、ただ面積を割り当てただけで終わってしまうのではないかというふうに危惧するわけでございます。これに対して、町は具体的な転作の対策というものをやはりもっとはっきりと農家に対して示すべきであると考えらるんですけれども、町当局のお考えをお尋ねしたいわけでございます。

2点目は、産業廃棄物不法投棄対策についてでございます。

町は、フローラのまちづくりというものをテーマといたしまして町づくりを目指しているわけで、これに対してかなりの予算も計上しているわけです。しかし一方で、町内のあちこちに散在している産業廃棄物の不法投棄というものは町的美観を著しく損ねているわけでございます。夏になりますと、古タイヤの不法投棄の現場などからは大量の蚊が発生して付近の住民を悩ませているわけでございます。今後はその産業廃棄物の不法投棄によって水質汚染などの問題も想定され、下流の人々にも大きな不安を与えているわけでございます。

一応産業廃棄物の問題は県の所管だということは我々もわかっているんですけども、だからといって自分たちの環境がこのように破壊され、汚染されている状況を手放して見ているわけにはいかないわけでございます。ぜひこれを県と協力をして抜本的な対策をすべきと考えているわけですけども、町当局の見解をお伺いしたいわけでございます。

特に私が今まで再三再四にわたって問題提起をしてきたのは岡の台地区の不法投棄でございます。私は、この問題は本当に、今の担当者には失礼でございますから、お断りしておきますけれども、前任者の方々に口が酸っぱくなるほど言ってきたわけです。最終処分場でもないのに大型のバックホーが来て穴を掘っている。そこに非常に大量の廃棄物が埋め込まれているということを言ってきたんですけども、手をこまねいている間に大量の廃棄物がそこに放棄され、経営者は警察のご厄介になって事業所は閉鎖ということになってしまっているわけでございます。最初からその経営者が今までやってきた経過を私どもも知っていたわけで、非常にこれは注意をしなければならないということで担当職員にも再三再四言ってきたわけですが、町はこれといった方策を講じていない間に、物すごく大量の産業廃棄物が投棄され、下流の水質汚染をこれから引き起こすのではないかと。そこに勤めていた従業員からも物すごいものが埋まっていますよというふうな指摘を私は以前受けているわけございまして、これはやはり行政代執行でも何でもやって処理をしてもらわないと、下流の町民はこれから大変不安に陥るということございまして、町は抜本的な対策を講じていただきたいと思っております。

次に3点目は、境土地区画整理組合の助成金についてでございます。

町は、前回も大分議論があったんですけども1億円を負担してまいりました。今回、再度1億2,000万円の助成を予定しているということでありますけれども、我々は前々から組合の移転補償金などにおいて非常に問題がある補償をしてきている、こういうことを指摘したんでございまして、それを何ら改めないままに今回また1億2,000万円を出しましょうということになっているんですね。これは大変財政難の中で重大な問題ではないかというふうに私は考えるわけでございます。

ここにも述べておりますように、町はもっと今までの経緯というものをきちっと再調査をすべきだ。これだけの金を出すには正当性がなければやはり許されることではない。町は非

常に財政が厳しい中で、自分たちの計画の駅東開発がストップしている。資金難ということでストップしている、こういう中でのこの1億2,000万円、前回の1億円に次ぐ1億2,000万円の助成というものはかなりの問題があるのではないかと思うのであります。

その補償の問題では、私は何回も言ってきたんですけども、例えば我々中学校のときに田植えをやった。そういう作田があったわけですね、その区域の中に。その作田で我々は中学校時代よく学校田として田植えや田んぼをうなったり稲刈りをやったわけですけども、その作田を所有した人がそこに重機を置いた。その重機を置いた上に土砂を置いた。そうしたらのめってしまいますね。そうしたら、その重機を移転するために4,000万円の補償金が出ている。これは非常に納得のできるものではないんですね。自分でそういう埋めてはならないものを埋めて、それをほじくり返して移転するだけでそういう巨額の補償は果たして妥当なものか。こういう不当な補償をしてきたこの組合のやり方に対して町はどのように指導してきたのか。その指導がまずかったから今回またこういうお金を出すことになるのかどうなのかということを私は聞きたいわけです。

町の責任はどこにあるのか。町はそれだけのお金を出さなければならないということは、責任を認めているから出すのでありましょうから、その責任は一体どこにあるのか、ここをまず最初にお尋ねをして第1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 13番議員の地域水田農業活性化緊急対策に係るご質問にご答弁申し上げます。

今回の地域水田農業活性化緊急対策では、国は従来の産地づくり交付金に加えて、19年度補正予算で500億円を確保し、踏み切り料として長期生産調整実施者緊急一時金を交付するといったしました。町においては、去る2月12日から4日間にわたり8地区で説明会を開催し、制度の説明と理解を求め実施要請を行いました。現段階においては2名の方のみが取り組むこととなっているところであります。

米は特別な作物から限りなく普通の作物となってきたことはご承知のところであり、16年の食糧法改正により米の流通規制が原則撤廃され、米価も完全に市場により決定される仕組みとなっております。米の消費や生産を取り巻く環境も変化していく中でありまして、水田関係者すべてが同じ土俵の上で競争することは大切と感じておりますが、その地域の特異性もある程度考慮されるべきものとも考えております。

町といたしましては、須賀川・岩瀬地域水田農業推進協議会を基本組織といたしまして、水田を活用した産地づくりに取り組むことが肝要であると考えておりますので、今後とも水

田農業ビジョンの達成に向けまして、安定的な農業所得を確保するため、農業費全体に係る予算の確保、検討に配慮してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2の産業廃棄物不法投棄対策についてであります。不法投棄対策につきましては、ご承知のとおり、一般廃棄物については町、そして産業廃棄物については県が対応することとなっております。

ご指摘のとおり、不法投棄された場所は美観を損ねるばかりでなく、災害や防犯上の危険性もありますので、町としましては機会あるごとに県へその対応と処分をお願いするとともに、相互に情報交換をしているところであります。県としましては排出事業者の捨て得を許さない方針で、その排出者や土地所有者等へ直接連絡をとり、問題解決に向けまして交渉を続けているのが現状であります。

抜本的対策としまして、過去に不法投棄されましたものについて行政代執行も考えられますけれども、その処分には膨大な予算が必要となるため、県では生活環境保全上、重要かつ緊急を要するものについて行政代執行を行っている状況であります。

今後も継続して代執行を含めた対策を県に要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3番の境土地区画整理組合の助成金についてでございますが、境土地区画整理組合が進めております県中都市計画事業境土地区画整理事業につきましては、土地区画整理法に基づき定められました定款及び事業計画書の諸規定にのっとりまして実施されております。

経理につきましては当該組合が定める会計規定により処理されておきまして、毎事業年度の経費の収支予算及び決算につきましては組合員による総会におきまして議決または承認されております。補償金の支払いにつきましても、これら一連の手續と承認を得たものでございまして、全体的な事業計画上におきましても第2回事業計画変更時に総会において議決されたものでございます。したがって、当該組合における会計経理事務につきましては、現存する資料によりまして適切に処理されているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再質問を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

まず、水田農業活性化緊急対策でございますけれども、これは福島県の水田農業産地づくり対策等推進会議ということで指示を出しますね。いわゆる生産調整の進め方、20年の取り組みということで出ているんですね。そうしますと、その中に非主食用米の低コスト生産技術の取り組みということで、これも先ほど言いました反当10アール5万円、こういうものが組み込まれているわけですが、この通称えさ米というものが幾らで売れて、確実な販路があるのか、そういう心配を農家の方々は持っているわけですが、この辺はどうお考えなのでしょうか。大変今えさも高騰しているわけですから、売れるということとはわかるわけです。しかし、輸入の飼料の値段では、これはちょっと採算性に疑問があるわけございまして、この辺は一体どういうふうに我々は考えて対応すればいいのかということで悩んでいるわけございまして、この辺の見通しと申しますか、このくらいなら売れるというような、そういうものがあるのかどうなのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、奨励金は100%転作達成者ということになっているんですね。これは私ちょっとクエスチョンマークですね。私が先ほど申し上げましたように、55%もの田んぼを全部一体何をつくれればいいのかと、今言ったように不安があるわけですね、売れ行きとか価格とかいろいろな面で。そういう不安を超えて、あえてやる勇気というものはなかなか農家の人々にはわき上がってこないのではないかと。できるだけ努力をしても100%達成できない場合においても、やはり若干の補助を出さなければ、転作を全くやらない、ゼロか100かという話になってしまいますので、100%達成しなくても例えば半分以上だったらどうか、あるいは70%だったらよしとしようとか、何かそういうものがないと、減反面積が極端に多いわけですから、もう少し農家の立場に立った血の通った政策というものがやはり私は町当局にも求められているのではないかと申すんです。そこらをもう少し弾力性のある、100%達成以外は一切やりませんよと。昔のように1割減反だったら、そういうことでも何とか努力すれば1割とか2割くらいまでだったらできるでしょうけれども、55%も転作を割り当てられても、これを本当に達成をするということは並々ならぬ決意がないとできないと思います。ですから、その辺はもう少し弾力的に考えられないのかどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

2点目の産業廃棄物の不法投棄、町は一般廃棄物、県は産業廃棄物、これは私も知っているわけですが、ただ、自分の町の環境に、やっぱり町はある程度までは責任を持って対応しなくちゃならないと思うんです。最終的には県の力をおかりすることは当然だと思いますけれども、やはり町としても、私が毎回口が酸っぱくなるほどあそこはかなり怪しいこ

とをやっているぞと、最終処分場でもないのに大型のバックホーが大型のトレーラーによって運び込まれているぞということを指摘してきたんですけれども、何ら対応の手をこまねいている間に、トン数にしたら本当に仁井田の不法投棄に匹敵するような量が私はあそこには捨てられているのではないかなというふうに考えております。そういうふうにならないうちに私は早目に対応すべきということを書いてきたんですけれども、町は何ら手をこまねいている間にこのようなことになってしまって、大変残念でありますから、行政代執行もそういう難しい条件があるとしたら、一体町はこれからあの廃棄物をどういうふうにして片づけるのか。最終的にいつまでもあのまま置くということは、先ほども言ったように下流の水質汚染につながっていくと思いますので、どういう考え、構想を持っているのかについてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

3番目の土地区画整理組合の助成の問題で、都市建設課長の答弁は非常に内容に乏しいというふうに私は断言せざるを得ないんですね。お金を出す、1億2,000万円、前にも1億円出していますし、町は、自分の土地があそこに大変あったんですね。6反歩ですか、そういう土地がありながら、町営住宅をつくるに当たって土地を購入して建てたわけですね。議会でもちょっとクレームが入って面積は縮小しましたが、町の土地があるのに購入したという経過もありますし、当時は補助もありましたけれども、ほとんど公費でつくっているわけです。それから上水道、下水道、莫大なお金を投資しているわけですね。それにもかかわらずこのようなことになってしまったということは、大変残念なことでありますが、一体その原因は何なのか。そういうずさんな補償、私は前から指摘しているんですけれども、それも都市建設課長はずさんでない、法令にのっとってやっていると言いたいんでしょうけれども、しかし、これほどの欠損が出た大きな原因に私はその補償問題もあると思いますし、今までの経理に問題があるというふうに思うんです、問題がなければこのような赤字は出ないわけですから。その責任というものを一体、町はあるからお金を出しているのかというふうに我々は単純に考えるわけですが、町の責任というものはどういう面にあるのかをもっと詳しく、こういう面で責任があるから町はこれこれのお金を出さなくちゃならないんだということがあるはずだと思いますので、その辺をもっと詳しくお話をいただきたいと思います。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 13番議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず1点目ではありますが、いわゆる非主食用米の関係でございます。

これにつきましては、お尋ねのように飼料等の高騰によりましてえさ米を利用したいとい

う畜産農家の方々の需要は多いというふうに聞いてございます。しかし一方で、それらを耕作するためにかかる機械整備、それらに対する設備投資が大変であるということも事実でございますので、そういった中でなかなか取り組みが進まないというのが現実的なものかと考えております。また、現在耕作している田の状況ですか、水田の水回りの状況ですか、そういったものの関係でなかなか新しい作物に転換できないという事実もあるかと思えます。

なお、鏡石町といたしましては、従来から野菜、果樹、畜産等の複合経営の中で進んできておりますので、改めて多方向での検討も視野に入れながら、須賀川農業普及所さんではアスパラとかナスとか、またさらに先ほどお話ししました飼料作物などの提案もございまして、それらを一つの検討すべき作物として考えていきたいと考えております。

もう一点、弾力性のある減反政策をとというようなお話がございました。

確かに米依存からの脱却を考えるとときには、1人だけでなく地域的、集落的にみんなで考えていく必要があるというふうに感じております。先ほどお話ししましたように、複合経営というような状況の中で取り組んでいる鏡石町でございますので、皆さんの英知を活用しながら多方面で取り組んでいきたい。さらには、水田から野菜、果樹への転換による町単独推進の助成金もございまして、それらを活用した取り組み、働きかけを進めていきたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

産業廃棄物の関係の岡の台地区の関係でありますけれども、今後の対応策ということでもあります。その場所等につきましては当然県のほうでも承知しております。状況としては、競売、いわゆる所有者の変更等の状況があるというふうにも聞いております。そのような状況等も踏まえながら、県と連携を密にしまして対応策を町としても進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 13番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

境土地区画整理事業につきましては、先週の新年度予算の特別委員会の中でも、また、先月の2月22日の全員協議会の中でも同様のご質問がありまして、答弁したとおりでございます。

この支出につきましては、町としましては、当初、町が主導で事業立ち上げのための説明

会を実施いたしまして、地権者の方々の協力を得て進めてまいったという経過がございます。

この事業は特に公共性の高い事業でございます。今までもご説明申し上げましたとおり、社会情勢の変化等によりまして、バブルの崩壊、それからそれに伴う地価の下落、そういったものがあって組合そのものが財政的な窮地に陥ってきたということでございまして、そういった内容につきましては、全県的な組合の事業の中でもそういった新たな行政課題が出てきているというのも現状でございます。

そういう状況の中で町の責任ということでのお尋ねでございますけれども、町は組合事業に対しては助言ができるというような立場でしかございませんで、町の責任で今回の支援金を助成するということではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再々質問をさせていただきますが、最後の都市建設課長の答弁に対しては全く納得ができないと思うんです。町は助言ができるだけで責任はないと思うんですけれども、我々から見て、自分が勝手に住居を土の中に潜らせてしまって土砂をあけてかぶせてしまって、そういう補償金を出すことが、町は助言をしなくちゃならないということだったなら助言をすべきではないのかというふうに思うんですけれども、そういう助言をしてこなかった責任があるから私はこういうお金を出さなくちゃならないのかなと思ったら、そういうことでもないような、責任はないんだけども出すみたいな、これではちょっと納得ができないんですね。だったら勝手に特定の人にそういう補償をどんどんやって、穴があいたら後は町で見ましようみたいな感じでやられたのでは、それは公平な公金の使い方ではないんですね。ですから、これは到底納得のできるものではないと私は思うんです。

町が債務保証をやっているわけでもないでしょうし、今聞けば、助言はできるけれども、あとは別に何も権限がないというんだったら、組合が勝手にやってきていると思うんです。ずさんな補償を含めてやってきたしりぬぐいを町がしなければならぬということに対しては、多くの町民は、これは非常に批判的な考えの人が多いというふうに思うんです。ですから、やはり公金というものはもう少し厳粛に使ってもらわないと、やはり今これだけ町の財政が悪化をして、自分たちの第3次総合開発計画、第4次総合開発計画で中心的な事業としてきた駅東が頓挫しているわけです。平成14年に町長は年賀交歓で高らかにことしから着工しますと、こういう宣言をしたんですけれども、既に7年を経過して、ことしもそれは財政がないからできないんだということで今頓挫中でありまして、私が何回も言うように、この地権者は、市街化区域になったことによって莫大な相続税などがかかってくる人たちがたくさん出てくるわけです。そういう状況の中で、我々の事業をほうり出したままこういうお金

の使い方が正当なのかどうなのか、やはりじっくりとこれは考えていかなければならないだろうというふうに思うんです。

都市建設課長に具体的に聞きますけれども、何回も言っていますように、自分たちで重機を入れ、土を入れ、埋めてしまって、それを移したからその移転補償は4,000万円だと。あるいは、その当事者は2億円近い補償金をもらっているそうですけれども、私は簡単に言って、全部の財産がなくなったのなら2億円の補償もやむを得ないのかなと思うんですけれども、あれほどすばらしい換地、ああいう土地をああいうふうに立派にしてもらって早くももらって、さらに2億円もの補償というのはどう考えても私は納得いかないんですね。そういうずさんな補償をしてきた組合の責任。町は助言するしか権限がないとすれば、その責任は一体どうなのか。ここはやはり町は厳しく指摘をして対応しなければならないんじゃないかというふうに私は考えるんです。

絶対これは多くの町民は納得できない、こういうふうに考えておりますので、1億円に続いてまた1億2,000万円出すんだとすれば、そういう補償の内容についてもきちんと再調査をして、そしてこれは道理にかなった補償であったということがはっきりしたら出す、それからでも私は遅くはないのではないかと考えますので、拙速にこんな大金をジャブジャブと出すということは将来に禍根を残すことにもなると思います。これから例えば区画整理組合ができて、そうしたときに同じようなことが起きた場合、また町は持たなくちゃならないのかということになるわけでございますから、これは後々まで悔いを残さないようにするためにも、ぜひここは慎重に考えていかなくちゃならないのではないかと。住民の中には、やはり非常にこういう話をしたら怒っている、そういう人もおります。町政がそういうことで混乱をするようなことでは困りますので、もう少しここは慎重に検討して、助成をするならば町民がみんな納得できるような助成であるべきじゃないかというふうに考えるわけでございます。再度その辺を、おざなりな答弁ではなくて、もう少し丁寧に都市建設課長から答弁をいただきたいと思います。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 13番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

この補償につきましては、先ほども申し上げましたとおり、私が担当することになってからも再三ご説明を申し上げたつもりでございます。埋設物に対する補償ということで、この補償につきましては、先般もご説明申し上げましたとおり、国で定められた基準に基づいて、資格のある不動産鑑定士の方が算定いたしまして適切に補償したというふうに私は考えているところでございます。

そういう状況の中でももう少し真剣にというご質問でございますが、私は仕事をやっていて、力を抜いて仕事をやったことはございません。いつも誠心誠意仕事を進めてきたつもりで仕事に当たっておりますので、今後も引き続きそういう姿勢で仕事を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

円谷 寅三郎 君

議長（仲沼義春君） 次に、14番、円谷寅三郎君の一般質問の発言を許します。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 14番の円谷寅三郎です。

通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

小泉、安倍政治が進めてきた改革は、住民に痛みと苦しみの連続であります。特に重税感 は年々増すばかりであります。財政も決して楽ではありません。経済不況のもとで、06年度の年収200万円以下の人が1,000万人を超えている、こういう状況になっています。

経済評論家の内橋克人さんの話によりますと、いざなぎ景気超えに次ぐ大変景気のよい状況だと言われていましたが、国民には実感がなく、国民の懐は寂しくなるばかりで、今年に入ってガソリン代の値上げ、さらには物価高、原材料の高騰によって中小企業、中小業者は大変な状況に陥っている。今年に入って急激な景気の悪化となっている、こういう話をされております。

不況のもとで、住民の暮らしに密着した市町村の政治で、暮らしや福祉を守る課題はいよいよ切実になってきています。住民の負担増に全国どこでも悲鳴が上がっています。国民健康保険や介護保険は市町村の仕事であります。保険料が高過ぎて払えない、保険証も取り上げられて医者にも行かれないといった事態も各地で起きています。保険料などの負担を軽減して安心して暮らしたいと願うことを実現するために、そして、子供たちの医療や保育、教育の上でも市町村の役割は大きいものがあります。鏡石町での乳幼児医療の小学3年までの引き上げは、少子化社会の中で自治体の大きな役割が果たされたものと感じます。災害や町づくり、商店街など地域経済の振興、農業や中小企業を守り育てることに市町村の大事な役目があると思います。

国の政治は、4月からの後期高齢者制度で、人間としての存在を否定する、世界にも例のない異常な差別制度が今スタートしようとしています。全国各地からこの制度の撤回を求める意見書が出ております。

厚生労働省の社会保障審議会の特別部会の報告では次のように言われています。後期高齢者制度の導入に当たって、第1に、後期高齢者の心身の特性についての考え方として、1つに、老人に伴う生理的機能の低下による治療の長期化、複数疾患への罹患が見られる。2つ目に、多くの高齢者に認知症の問題が見られる。3つ目に、いずれ避けることのできない死を迎える。こう言われています。すなわち75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療保険から追い出し、そして負担増と治療制度の制限を強いる仕組みに囲い込む制度となっております。

このような差別制度となる過酷な制度ではありますが、住民負担増の中で、ライフスタイルを変えていかなければ生活が成り立たないというところまで来ています。ましてや、健康と生命を守ることは重要であります。私は、住み続けられる地域、住んでよかった鏡石町を築くことを願って次のことを質問いたします。

1つに、基金を活用して国保税の引き下げをについてであります。

後期高齢者医療制度は直接生活を脅かすばかりか、ましてや事ついでに65歳以上の高齢者の国民健康保険料も年金から天引きすることは何の道理もありません。既に65歳以上の方は年金から介護保険料も天引きされています。このことは、天引きならば未納者が発生しないという国民生活を考えない徴収する側の一方的な論理であり、年金生活者は生きていけないということになります。

自治体として国保の引き下げはいろいろと努力はされていると思いますが、私は、国保税を引き下げるために基金を活用すべきではないか、このように考えます。基金は加入者の財産であります。ましてや現在のようなゼロ金利の時代に、何かあったときのために利用するのだと基金をためておくことは大変無駄な話ではないでしょうか。ましてや国民の税負担増の今こそ基金を活用すべきだと思います。近隣市町村を見ますと、天栄村は例外的に基金が多いわけでありましてけれども、須賀川市は3億238万円の基金に対し、1世帯当たり換算しますと2万1,714円あります。矢吹町が1億1,241万円の基金で1世帯当たり3万3,465円の基金となっております。白河市が1億7,249万円の基金で1世帯当たり1万4,713円の基金となります。西郷村が3,663万円の基金、1世帯当たり1万1,309円となっております。泉崎村は、何と1世帯当たり7円の基金であります。鏡石町の基金は1億8,954万円であり、加入世帯が2,284でありますから、1世帯当たり8万2,985円になります。仮に2,300万円の基金を活用すれば、1世帯1万円の引き下げが可能であります。4,600万円を活用すれば、1世帯2万円の引き下げが可能となります。他の自治体の例を見ましても、基金をためておく必要はないのではないかと思います。

次の点について答弁を求めます。

1つに、鏡石町の国保税の滞納状況と資格者証交付の実態を明らかにしていただきたいと

思います。

2つ目の、国保基金を活用した国保税の引き下げはできないか。国保税が決定するのは6月でありますから、そのことについてお尋ねいたします。

2番に、歩道の点字ブロックの活用についてお尋ねいたします。

今、全国の各自治体でバリアフリーの町づくりが進んでいます。鏡石町でも歩道と車道の段差のない町づくりが行われてきました。現在も工事を行っている歩道に視覚障害者の点字ブロックが取り付けられています。福島市の温泉地や会津の観光地などでも、点字ブロックのそばに電柱があったり障害物がないかなど高齢者や障害者の視点から町づくりが進められ、車いす利用者や性別、年齢を問わず、観光客や障害者がある、なしにかかわらず、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの町づくりの取り組みがあります。

鏡石町の駅前通りを中心とした歩道はバリアフリーの歩道となっており、車道と歩道の段差がないために便利な反面、車や自転車が歩道に出入りしやすいので、いつも自動車や自転車など障害物が置いてある、このような状況になっております。これは障害者だけでなく、だれもが通りにくい歩道となって、歩道の障害物を避けて車道を通らなければそこを通り抜けられない、そういう状況が起きております。障害者の人たちが安全に歩道を利用できるような優しい町づくりの観点から、次の点について答弁を求めます。

1つに、町民のマナーの向上、町民意識を高める必要はないか、このことについてお尋ねします。

さらに2つ目に、歩道や点字ブロックの上に車などをとめないための対策、周知徹底を考えておられるのかお尋ねいたします。

3つ目に、はり、きゅう、マッサージ等助成事業についてであります。

この制度は、マッサージ等の治療を受ける場合に治療費の一部を助成することによって老人の健康維持及び福祉の向上を図ることを目的に、平成2年6月に須賀川市より1年後にスタートした制度であります。鏡石町でも、財政不足の状況の中で高齢者への補助金や祝い金の削減がされてきました。経費削減のため、老人会の招待者の年齢も引き上げてこられました。高齢化社会は大変喜ばしいことだと思います。国の高齢者対策は老人に冷たい方向にあります。はり、きゅう、マッサージ等の補助は、老人の健康保持や福祉の向上はもとより、大変厳しい立場にあるマッサージ業の手助けともなる制度であります。せめて須賀川市のように70歳以上にならないものかと考えるものであります。

この要綱の附則の第1では、平成12年4月1日から、発足当時は補助券が6枚であったものを、補助額が1回につき2,000円を限度として年間12枚以上とするというふうに内容が引き上げられました。また、この附則の3の内容ですが、この要綱は平成17年4月1日から施行するとなっておりますが、その中身についてはなかなか理解できないんですが、このとき

に対象者を老人医療受給者とするようになってきたのだと思います。このことによって、鏡石町に住むお年寄りたちの間に窓口等でのトラブルも発生しております。このトラブル解消ばかりでなく、老人たちに、そして障害者に優しい、そういう考え方から対象者を70歳以上とすることにできないものか、このことについてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 14番、円谷寅三郎議員の質問にお答えいたします。

3番のはり、きゅう、マッサージ等の助成事業についてお答えを申し上げます。

はり、きゅう、マッサージ助成事業は、平成2年度から実施している高齢者の福祉増進を図るための在宅高齢者福祉事業であります。助成対象者は老人医療受給者となっており、現在では75歳以上がその対象者となります。

助成対象者を70歳以上にまで拡大できないかというご質問でございますが、70歳以上の高齢者人口は年々増加しており、助成事業の利用者数も増加傾向にあります。また、少子・高齢化社会の中で社会環境は大きく変化しており、児童福祉や障害者福祉など福祉施策全体のバランスを考慮しながら検討しなければならないと考えております。

こうした社会状況や財政状況を踏まえながら、現段階では現状の制度で進めたいと考えているところでございますが、ちなみに、70歳以上とした場合に、希望者ということでありますから一概には言えませんが、今までの状況から概算しますと増加人数は約100名で70万円程度の増加になるのではないかと予想しているところでございます。今後、これらについては前向きに検討させていただきたいと思っております。

私からは以上でございますが、そのほかの質問については担当課長等のほうからお答えさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 14番議員の、1の基金を活用して国保税の引き下げをについてご答弁を申し上げます。

基金の役割につきましては、国民健康保険運営上、保険給付の急激な増加などによる不測の事態に迅速に対応し、国保加入者の利益を確保するという重要な目的を持つものでありまして、必要不可欠の制度と考えております。町の基金保有額につきましては、厚生労働省の指針に基づきまして算定しているものでありまして、現在の保有額は厚生労働省の目安に対して83.5%でございます。

のお尋ねであります、今年1月の収納月報では、現年度分84.54%、滞納繰越分10.57%の収納率となっております。また、資格者証につきましては42枚の交付となっております。

の基金活用による国保税の引き下げの件でございますが、平成17年度には5,253万7,680円を繰り入れ、さらに19年度にも4,216万5,000円の基金繰り入れを行い、負担の軽減を図っているところでございます。平成20年度の必要税額につきましては、さきの予算説明で申し上げましたが、退職医療制度における適用年齢改正により交付金の増額が見込めることや被保険者の後期高齢者医療への移行などにより対前年対比で約8,100万円の減額を予定しておりますので、負担感は大分和らく、そんなふうと考えてございます。

なお、今後の課税につきましては、加入者の税負担等について感触などを探りながら慎重、適切な対応をしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 14番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2の歩道の点字ブロックの活用についてでございますが、せっかく点字ブロックが整備されました歩道に車や自転車が駐車しているため歩行者の方々の通行の妨げになっていることは運転者のモラルの欠如と思っております。

歩道の駐車につきましては、発見した時点でその都度指導は行ってきておりますけれども、今後は、警察署や町交通対策協議会等関係団体と協議し、徹底した指導を行ってまいりたいというふうに考えております。また、町民の意識向上等につきましては、町広報紙等を通じてPRに努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

議長（仲沼義春君） 14番、円谷寅三郎君の再質問の発言を許します。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま答弁いただきましたが、国保基金を活用した引き下げについて、急激な増加に対応するためということで、国の基準によって基金をためておくという答弁でありましたけれども、そうしますと、須賀川市や周りの白河、西郷村といったところは国の基準に達していないわけです。そういう基金にこだわらず、現在の社会状況を見たときに、大変厳しい状況に町民生活は陥っているわけでありまして。このときに基金を活用しないでいつ活用するのか、このように思います。

また、資格者証明書の発行について、数値については答弁がなかったような気がするんで

すが、資格者の発行について、国保連の調査結果を受けて、舛添厚生労働大臣も、国保料の滞納の基本的要因について、国保料が高過ぎて払い切れないと認めております。保団連はその上で、厚労省として資格証交付者の受診率や健康状態の調査をすること、さらには資格者証制度は直ちにやめることを求めています。国保料の引き下げによって、高い国保料の滞納者が増加しないように、そしてだれもが医者にかかれるようにぜひ努力していただきたいと思っております。

マッサージの治療については、町長の答弁いただきましたが、すぐには対応できないが検討するというところでありますので、大変期待しております。

以上です。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 14番議員の再質問にお答えいたします。

基金を繰り入れて保険料の引き下げについて、現在の社会状況を見てやってほしいというお尋ねでございますが、今後、加入者の税負担感とか町の医療費の推移、近隣市町村の調定額等を総合的に見ながら慎重に取り扱っていきたい、そんなふう考えております。

また、資格者証について発行しないように努力してほしいというお尋ねでございますが、資格者証につきましては、税を納めている方との公平を保つためにいたし方なくこういった措置をしているということでございますので、その辺もなお滞納されている方々と話し合いをしながら、納税を進めるよう努力して、発行しないようにはしていきたい、そんなふう考えております。

以上です。

議長（仲沼義春君） 14番、円谷寅三郎君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（仲沼義春君） 次に、5番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 5番の根本であります。

3月定例会、3番目に質問をさせていただきます。

3月6日の日本経済新聞に本社主幹、岡部直明氏の「日銀人事、もてあそば愚」の記事が掲載されておりました。その一部を少し述べてみたいと思います。「ねじれ国会のもとで日本は次の日銀総裁を決められないでいる。福井俊彦総裁の任期切れまで2週間を切った。し

かもグローバルな金融危機が進行しているさなかである。この異常事態は、日本の国際信託を失墜させる。日銀総裁人事を政局から完全に切り離し、早期に決着させるべきだ。それは与野党を問わず、政治の共通責任である」、中略しまして、「ドル安を伴うこのグローバルな危機の中で最も深刻な影響を受けているのは日本である。サブプライム問題で直接的な損失は小さいのに日本の株価下落が一番大きいのは、日銀総裁も決められない深刻な政治リスクが盛り込まれているからだろう。ここで与野党は、中央銀行とは何かという原点に立ち返って考えてもらいたい。そんな中央銀行の人事を政治がもてあそぶのは愚行以外の何物でもない」というようなことでありました。

3月8日の民友新聞にも同じような記事が載っておりました。これは政争から切り離し、決着を図れとの社説でありました。多分ほかの新聞にも似たような記事が載っていたと思っております。

連日のテレビや新聞を見ると、本当に国民のための国会なのかと考えてしまいます。党利党略、政局絡みで株とか円が上がるか下がるか、物価や原材料が上がるか関係ないみたいであります。もっともよく考えてみますと、国会議員の先生方の懐には直接関係ないものであろうという考えで国会を動かしているのではないかなというふうにも思っております。国と国民の実情をよくとらえていただきたいものであります。政治不況などという言葉が今出てまいりましたが、政治不況とならないように願いたいものであります。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、町づくりの中での企業誘致についてであります。

町づくりの中においても一番重要な企業誘致について、各自治体いろいろな優遇措置をして誘致合戦をしております。しかし、それらは何となく同じように思えてならないわけです。そこで、我が町の特色ある誘致を考えられないか。

1番として、誘致条例のほかにもっと考えられるものがあると思うが、どうか。

2番目として、企業からの進出したいというような話はあるのか。また、それらの条件もあると思うが、それらは何が一番多いか。

3番として、現在の工業団地のほかに他の団地の構想もあると聞きましたが、それらはどれくらいの面積で何カ所くらい計画しているのか。

次に、町づくりと教育についてであります。

今、全国の各自治体の中で義務教育の学力向上に向けての取り組みがいろいろな方法で行われております。土曜日や夜間など、学校を場所として民間の塾とタイアップしていろいろと行われております。

そこで、我が町の以下のことについてお伺いいたします。

1番として、中学校についてであります。進路の希望でなく実態はどうなっているか。卒

業式等に配付される資料等に進路の希望等がありますけれども、それらは実態としてどういうふうな結びつきになっているのか。過去10年ぐらいの集計というか統計はあるのか。

として、卒業後の進路の把握。学力、文化、体育等で活躍し続けている人を対象として追跡調査みたいなものやってもいいのではないかと思いますけれども、これらについてどうか。

2番、小学校についてであります。

小学校の学力向上をする中では、やはり一番問題になるのは家庭でのテレビとかゲームとの関係と思われる。そこで、テレビと向き合う、あるいはゲームと向き合うなどを学校あるいは教育委員会では指導していると思いますが、現状はどういうものをしているのか。

次に、教育の格差問題であります。

都市と地方で広がっていると思われるいろいろな格差があります。その中で、特に教育の格差について、その格差はあると認識されるか、されないか。それぞれにあればその理由はどうか。

また、教育格差という言葉自体に対してどう思われるかお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 5番、根本重郎議員の質問にお答えいたします。

1番の町づくりの中での企業誘致についての3)現在の工業団地のほかに団地の構想、そして、それはどれぐらいの面積で何カ所ぐらいあるのかというご質問でございますが、企業誘致は、雇用の確保、人口の増加はもとより、税収の確保など、安定した財政確立のため、町の重点施策に位置づけ、最重要課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

現在、町所有で分譲できる工業用地はございませんが、駅東第1土地区画整理事業地内の用途地域見直しによる工業系への地域変更に伴う企業誘致構想のほか、オーダーメイド方式による東部工業団地拡張地区に5ヘクタール程度の造成を検討しているところです。また、今後はさまざまな企業のニーズに的確に対応できるよう、町内全域内の候補地の選定、調査を多方面から具体的に検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、そのほかの質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本重郎議員の質問についてご答弁申し上げます。

2番の町づくりと教育について、それから3番の教育格差について答弁を申し上げます。

まず、2番の町づくりと教育の1)の中学校の進路の状況について申し上げます。

進路状況については、毎年、県の調査に基づいて卒業後の進路状況調査を行っております。過去10年間の進路状況では、進学者の平均は97.8%でございます。そのうち県立高等学校については82.0%、私立高等学校については15.8%であります。就職者については0.7%、そのほか1.5%となっております。

の卒業後における学力、文化、体育等で活躍している人材の把握についてでございますけれども、卒業後については特に把握はしておりませんが、文化、それから体育部門で活躍された方については、表彰規程によって毎年、町教育委員会と町体育協会においてそれぞれ表彰を行っております。

2)の小学校についての小学生のテレビ、ゲームの現状について申し上げます。

今回、テレビ、ゲームの実態を調査しましたところ、1日1時間以内のテレビ、ゲームをしている割合については21.7%でございます。1時間から3時間が39.5%、3時間以上が38.8%という状況でありました。また、家庭でテレビ、ゲームの時間などの取り決めをしているかという調査については、決めているが38.3%、決めていないが61.7%ございました。

次に、3の教育格差についてでございますけれども、教育の格差につきましては、地域間、それから公立、私立間の格差などが考えられます。地域を見ますと、都市部と比べると学習塾の種類、数などでは地域間の格差があるものと思われれます。

また、教育格差を基本的に生み出す主要な要因としましては経済による格差が指摘されておりますけれども、国と地方の役割分担の中で、教育を受ける権利を持つ、だれしものが平等な教育を受けるために格差に対する改善策を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 5番議員の企業誘致に係る条例あるいは企業からの条件等に関するご質問にご答弁を申し上げます。

企業誘致における優遇措置は、各市町村の設置条件や財政力、企業誘致の考え方によってさまざまとなっておりますが、ほとんどの市町村では条例により税の優遇措置を設けているところであります。条例のほかに考えられる優遇措置としては、やはり売買価格の条件が一番になるのではないかと思います。町としては、首都圏に近く、すぐれた交通アクセスを武器に企業誘致を図ってききましたが、ほぼ同様の条件や優遇措置となれば、あとは価格となら

ざるを得ないと考えております。

また、企業の進出条件で必要不可欠なものとしたしましては、交通アクセスを中心としたインフラ整備が最も重要となりまして、次に用地価格、雇用の確保、そして優遇措置、特に税制の優遇であります。さらには、受け入れる行政側の熱意なども考えられますが、いずれにしても初期投資を抑え、最小の費用経費となることが有力な条件となっているのではないかと考えております。

なお、税の優遇措置につきましては、県中地域管内市町村が本年2月1日付で企業立地促進法に基づく国の同意を受けましたので、現在、条例化に向け事務を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の再質問を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

今、優遇ということ、価格とか税、アクセス、雇用あるいは行政がどのくらい本気で取り組んでいるかといういろいろな条件があると言われましたが、これは多少の差はあると思うんですけども、どこでもやっています。やはり今、こういうふうな面ではなくて、ソフト面というか、会社が進出したい町はどういう町なんだと。例えば犯罪のパーセントはどのくらいなのかということもいろいろと選択の中では出てくると。

あと出てくるのが、その行政の中の教育力、つまり、これはその下の教育とも関連してくるんですけども、例えば会社が進出するといった場合、会社だけ来るわけではないですよ。社員も当然すべて現地採用ではないはずでありますので、社員もその規模によって来る。単身で来るか家族で来るか、それぞれに非常に分かれることがあると思います。やはり単身ではなくて家族で一緒に来たいというような要望があると、先ほど言ったように、その市町村の対応というか、さっき言った犯罪比率あるいは教育力というのは、例えば中学校の子供が進学校と言われる高校にどれくらい進むか、進めるような教育がその中学校等でできているのかというようなことも進出する会社の従業員の方にとってはやはり重要な選択の一つになってきております。そういうようなことも含めないと、先ほど答弁ありました条件だけでは他の工業団地等に対してはなかなか競争できないという面が出てくるのではないのかというようにも思います。その面で、そういうふうな付随することを高めていく努力はできるのかどうか。

あと、オーダーメイド方式という方式、我が町では土地がないわけでありまして、土地を造成してやるのはなかなか容易でない、あるいは財政面から考えても容易でない。しかし、

県内の工業団地、県のホームページから検索すると42くらいあるんですね。当然須賀川のテクニカルリサーチガーデン等も入っていますけれども、それと競争しなければならない。ほかのほうは土地がいっぱいあるわけですから。そうすると、オーダーメイド方式とやった場合には、県のホームページの工業団地検索には載らないんですね。そうした場合、そこで一つやはりマイナス面が出てくる。町のPRに対しては町独自でやらないと、結局県とかほかのいろいろなホームページにアクセスしても町の工業団地というのはないというような方向になる可能性がある。そういうようなこともあるので、オーダーメイド方式をとるしかない現状なんですけれども、それを県とか、あるいはほかのいろいろなホームページにアクセスできるような方法も考えなければならないというようにも考えますけれども、それはどういうふうな方向でいくのか。

きょうの新聞にも載っておりましたけれども、田村西部工業団地に世界に名立たる部品会社のデンソーが進出するのではないかと、確率が高いというような記事が載っておりましたけれども、東北地方にいろいろと自動車関連の会社等が進出して、東北地方も近畿圏に負けない経済の発展につながっていくのではないかとというようにも考えております。そういう意味からも、デンソーがもし来れば、デンソーに関連してくるいろいろな会社もあると思うんです。そういうふうなことも早く情報をとって、そして我が町ではこういうような方法であるのでどうですかというようなPRは当然すべきではないかとというようにも思いますけれども、それらについてどう思うか。

2番の教育についてでありますけれども、きょうは午前中、中学校の卒業式に出席しまして、前と随分変わったなというふうに思いました。多分出席した方はほとんどそういうふうにしたのではないかなと思っております。前だったら校長式辞のときには卒業生全員起立になっていましたけれども、今回なかった。卒業生答辞も、前は壇上で校長先生に向かって卒業生代表が話をした。しかし、それはなく、演壇の前で前向きに、それこそ先生や在校生、保護者あるいは我々来賓のほうを向いて答辞をした。あと、卒業生保護者代表のいわゆる謝辞というか、あれもなかった。変わったなと思いました。卒業生謝辞があったとき、随分前ですけれども、私が二小のPTA会長をやったときに話したことをちょっと思い出しました。そのときにも義務教育の中で保護者の代表謝辞というのは必要あるんですかということをお話したことがあったんです。それはやはり慣例でずっと来ているので、あるというようなことで、それから卒業してずっとそのことを忘れておりましたけれども、きょう出席して、あっと思った。結局、校長の考え次第で変わるわけです。

先ほど言いました進路も、資料をもらいましたら、いわゆる進学校、この辺で言われる安積黎明、郡山、白河、ほかのほうと差別をするわけではないですけれども、いわゆる大学進学校の希望者が校長によって変わるんですね。よく子供らによって毎年変わると言いますけ

れども、そればかりではないような気がするんです。校長がいかに指導して、あるいは勉強だけではないんですけれども、部活、文化面あるいは体育面でもやればそれなりに上がるというようなことが考えられるので、それらの進路。

北京マラソンに会津若松出身の佐藤敦之さんが出場するようになったということで、この出身地あるいは小、中、高の出身校ではやはり物すごく子供たちの士気が上がるわけであります。44年ぶりということなので、44年前に出た須賀川の円谷幸吉選手、あの人のおかげで須賀川はずっと町づくりをやっていきますね。別に体育ばかりではないですけれども、こういうふうな人が1人いるというだけで町は変わってくるというようなこともあるので、やはり卒業後の進路の把握、中学校等では部活でいろいろと活躍しておる子供たちがいるんですけれども、高校になるとかなりやめていく、もったいないというふうにも考えるわけであります。やはりそういうふうな子供にも、あるいは高校に行っても、例えば中学校でやっていたものが続けてやれるような追跡調査とか指導というのもやはり、中学校で無理としたら教育委員会のほうでそういうような助言というか、そういうこともやっていけるのではないか。それがやはり町の重要な財産であります子供の教育につながっていくのではないか。1人、2人が上に行くことによって、やはりそれを目指して頑張ろうという本気の子供が1人でも2人でもふえればいいと思うんです。それはやっぱり必要である。

それは体育ばかりではなく、進学。3月11日の新聞に、県内から東京大学に15人合格したと。東京の大学にはいっぱい行っていると思うんです。東京大学にはなかなか行けないということで、浪人も含めてですけれども、15人も出たということは、高校は底上げをやっていくわけです。高校は底上げをやっていくけれども、中学校からその高校に入れる子供がいるようにしないとなかなか伸びない。それが一つの町全体の教育力につながると思う。だから、やはり勉強のほうでも平均、前回の質問で言いましたけれども、今、鏡石町は学力テストでは平均くらいだということなんですけれども、平均ではだめなんですね。そこから上に行くような方法をとる。

そういうような意味から、ほかのいろいろな自治体では学校を夜間、塾に開放してみたり、あるいは土曜日、日曜日に学校を使ってわざわざ塾の講師を呼んでやる、そういうふうにもやれるような状況になっている。それはなぜやるのかというと、やっぱり塾の先生と学校の先生は違うということがわかるんですね。何が違うかといったら、教えることは当然違うと思うんですけれども、中学校に限れば、中学校の先生は忙しいんですよ、雑用がいっぱいあって。だから授業に100%投入できないでいる。ところが、塾の講師は100%以上その学問に投入できるわけですね。だから学校に刺激を与えるために夜でも塾に開放してやって学力のレベルを上げよう、それが町づくりにつながるというようなことがあるわけで、新聞に矢祭町の話も載っていましたがけれども、やるというのはそのレベルを上げること。上のレベルを

上げると当然下とか中間も上がっていくというような実績があるので、やはりこれらはその後の追跡等を含めて、子供らが例えばどこの高校に行ってどこの大学まで行って、そしてスポーツでも勉学でも何でもいいですけども、それなりの一番になってくる。

トップ、要するに、いろいろとオンリーワンとか言いますけれども、やっぱりナンバーワンになっているという人たちがいる。そうすると、今いる子供たちがやはりそういうものに刺激を受けて頑張っていこうという気になると思うんです。ぜひこれは追跡というか、教育委員会としては持っていて、何かあったときに、こういうわけでこういう人がいるということ子供たちに話して、それが励みになって、この町がいろいろな分野でそれぞれに考えてやろうというふうないい刺激になると思うので、ぜひこれはお願いしたい。

あと、テレビというか、さっきゲームのあれで驚いたんですけども、39%のあれがあったというようなことで、ゲーム、聞いてびっくりしたんですけども、3時間以上が38.8%もいると。これはなぜなのか。例えば家に帰ってもだれもいないからやっているとか、そういうことも考えられますね、当然。しかし、家に帰ってだれもいなくてもテレビゲームをやらなくてもいいような方向もあるのではないかと。

これは一つの例ですけども、本来ですと小学校では遅いので幼稚園くらいからやったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、親だけでは無理なので、学校教育の中で、幼稚園とか小学生がテレビを見ない日を例えば1週間に1日とかできないか。結局テレビがなくても、子供たちはなければならぬいいようなデータも出ています。テレビの見過ぎを避ける方法というのは、テレビにカバーをかけてしまう、ビデオソフトは見えないところにしまっておく、コンセントを外す、設定した時間に切れるタイムスイッチ機能をする、おもちゃや絵本を部屋に出し、テレビ以外に関心を向ける。テレビのないところで遊ぶ時間を長くするというようなこともあるんです。テレビを見て悪いという意味ではないですよ。見過ぎが悪い、あるいはゲームのし過ぎが悪い。必要なテレビは見せてもいいけれども、見過ぎはよくない。あるいはゲームも絶対するなというのではなくて、やはりする時間を制限させるという、我慢させるということも非常に大事ではないかなというようにも思いますので、そういうような取り組みはできないかどうかお伺いいたします。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番議員の再質問にお答え申し上げますが、ほとんど教育に関するところで、鏡石町の教育のレベル、質の向上を図れという励ましのお言葉もあったのではないかとこのように思いますし、それが進出企業の誘致にもつながる、そういった考え方でお話をお聞きしておりました。

幾つかありますけれども、最終的には鏡石町の教育力の向上をどういうふうに図っていくかということでございます。県レベル、または国の中クラスのレベルではだめだというようなお話がありましたが、昨年4月に43年ぶりに学力調査が文部科学省で行われまして、ことしも4月に同じ時期に行われます。昨年久しぶりに学力調査があったわけでありましてけれども、その結果については、小学校それぞれ一小、二小、それから中学校等も最上学年が試験を受けたわけでありましてけれども、その結果について分析をしまして、それぞれ足りないところについてはどういうところが足りないか、それを具体的に、昨年度の分析結果が出たのが10月下旬でございますので、なかなか当該年度内に対応するという事は非常に難しかったわけでありましてけれども、20年度の新しい教育課程の中にそれを具体的に解決しますと申しますか、向上するための方策について、授業時間、または授業の工夫というものをやっていただくということで今進めております。

その中で、小学校1年間の積み重ねで最終的に小学校6年生が試験を受けるわけでございますので、いわゆる学校ぐるみでそれに当たらなければならないというようなことで、今、学校ぐるみで検討していただいて、近々学校のほうから20年度への対応についての報告をもらうところでございます。そんなことで学力向上についてはやっつけようと思っております。

なお、19年度から小学校6年と中学校1年との接続の問題で、全国的な問題となっておりますいわゆる中一プロブレムというものがああります。つまり小学校の教育課程と中学校の教育課程は大幅に変わりました、その中で小学校6年から中学校に行ったときになかなかついていけないところの子供が幾つか出てくるというようなことで、非常に学力が落ちるという傾向にあります。そんなことを解消するために19年度から中学校の先生が小学校に行きまして、例えば中学校の数学の先生が小学校に行きまして算数の授業を小学校の先生と一緒に、むしろ中学校の先生が中心となって算数の授業をするというようなことで、小学校から中学校の結びつきの課題、問題を解消しようということで今取り組んでございまして、その結果を受けて、20年度についてはもう少し細かい小・中連携の授業を今立ち上げて、今月、来年度に向けての授業計画を決めるところでございます。

そういったことに地道に取り組みながら、小学校、さらには中学校の教育のレベル向上を図っていきたいということで、それがひいては最終的に根本議員が言われるいわゆる進学校への進学率の向上につながるのではないかと申しておりますので、もう少し見守っていただきたいと思っております。現状を見ますと、なかなか鏡石町の状況は、今申すところのいわゆる進学高校についての進学率はそんなに多くはありませんので、進学校についての高校の進学率向上については組織的にいろいろと対応していききたいなというふうに思っております。

そのために、学校だけではなかなか学力向上は図れないというのが今の状況でございます

て、当然家庭、地域総ぐるみで子供たちの学力向上に向けてお互い力を合わせてやっていくという姿勢が一番大事であろうというふうに思っておりますので、家庭と地域とあわせて学力向上についてタイアップしながら子供たちの学力向上を図っていきようにしていきたいと思っております。

それから、全体的な予算の問題もありますものですから、そういった学力向上に向けての予算執行について、できる範囲内でやっていきたいと思っております。すぐに効果は出ないかもしれませんが、長期的な面で学力向上を図っていきたいと考えております。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 5番議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず1点目ですが、ソフト面的な企業誘致に係る取り組みなんですが、町の基本計画の中に「やすらぎ」あるいは「うるおい」を求めてというような内容で記載がございます。これらに向けました基本計画の各分野での目標の具現化、実現というものを通していけばお話にありましたような企業誘致の積極的な内容にもつながるのかなというように考えておりますので、企業誘致担当課だけではなく、全体的な中で、町として基本計画を目指した中で企業誘致を位置づけてまいりたいというふうに考えております。

また、オーダーメイド方式に関する考え方ですが、県のホームページ上の記載が漏れるのではないかとといったようなお話がございました。これらにつきましては、いろいろな形で情報発信をこれからも考えていきたいという形では思っておりますが、何かしらお話がありましたようにPRできるものは何でも利用しながらやっていきたいというようには考えております。

なお、町のホームページに企業誘致関係のコーナーもあるわけですが、そちらのほうでは新規相談を受け付けるというようなことで表現化してございますので、そういった形で、まず取り組めるものからやっていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番議員の再質問に対して2つ抜かしておりました。すみませんでした。

1つは、中学校卒業後の進路について状況を把握しておく必要があるのではないかとことごとございますが、10年とか20年前に卒業された方については全然把握しておりませんが、最近の中学校を卒業されたここ二、三年内の状況で見ますと、非常にいろいろな面で活躍されておりまして、特に体育面で活躍されておりまして、そういった方については

町の教育委員会の表彰規程の中で表彰しておりますし、昨年の全国大会、高校生でございますけれども、駅伝で都大路を走られた方もおりますし、さまざま活躍された方がいらっしゃいます。そういったことについては表彰規程の中で表彰していくとともにPRしていきたいなというふうに思っております。

なお、体力向上については、20年2月ごろを目標としまして、総合型地域スポーツクラブを設立したいと思っております。その中で幼児から学生、また大人まで含めたスポーツ向上を図っていききたいと思っております。

もう一つはテレビとゲームということでございまして、3時間以上が38.8%あるという状況の中で、テレビを見ない日というようなご提案がありましたけれども、テレビ、ゲームについては保護者等の理解がないとなかなかできないものですから、学年懇談会等で実態を説明して、その対策についてどういう提案をしていくかでございますけれども、テレビを見ない日というご提案がありましたけれども、少なくとも食事をしているときにはテレビを見ないとか、そういったように徐々に提案をしながら、テレビとゲームの見る時間と見ない時間をきちっと区分けをする、そういった生活習慣を身につけるところから始めていききたいと思っております。

以上です。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

木原秀男君

議長（仲沼義春君） 次に、10番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 3月定例会一般質問のトリを務めさせていただきます10番議員、木原秀男でございます。よろしくお願いいたします。

その前に、2月25日から2月29日まで沖縄の北谷町のスポーツ少年団23名が来町いたしました大変教育委員会、また、町の皆様方にお世話になったということで喜んで帰っていただきまして、その連絡がありましたので、もちろん各課のほうにもあったと思うんですが、この場をかりて御礼申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

質問に入らせていただきたいと思います。

危機意識、危機管理について述べさせていただきます。

我が国は海洋国家と言ってもいいくらい四方を海に囲まれております。海上の交通路の安全確保については、ルール、マナーは非常に重要な課題となっております。一步間違うと死に直面いたします。ところが、事もあろうに、起こってはならない海洋事故がこの間起こっ

たということでございます。ことしの2月19日午前4時7分ころ、千葉県房総半島野島崎沖の太平洋上で海上自衛隊のイージス艦「あたご」と新勝浦市漁協所属の漁船「清徳丸」が衝突し、清徳丸の漁船は真っ二つに割れ、乗っていた親子は暗い海に投げ出され、現在も行方不明となっております。片や165メートルの戦艦、片や12メートルの漁船、どうしても相撲にはなりません。横綱と子供の相撲と同じような状態ではなかったかと思えます。

とにかく、イージス艦「あたご」の乗組員は何人で見張っていたかわかりませんが、居眠りしていたのか、あるいは親方日の丸で、どうせ小さな漁船であるから勝手によけるとおごり高ぶっていたのではないかと思っております。そのけそこのけお馬が通る、江戸時代の言葉ではございますが、大名行列のような彼らの仕様とも思われるそういうふうな行動で、今後自衛隊は非常時に日本を守れるのか全く心配でございます。

防衛省の事実関係もいまだに二転三転しており、責任のなすり合いをしております。大臣の進退問題にまでも発展しておりますが、また最近、東京都の新銀行東京もそうですが、責任をとる人がいない。400億円の追加出資、これと似たようなことが我が町でも起こっております。

我が町の財政も逼迫しておると以前から言われております。その中でも最も注目されるのは、平成20年度の当初予算、境土地区画整理組合への支援事業、補助金の2,000万円でございます。6年分割で1億2,000万円の出資、その当時の議会も町も組合側もどのように何を考えていたのだろうか。全く危機意識が、危機管理が欠けているのではないかと思われても仕方ないことではないかと思っております。確かに境組合員も町民であります。しかし、そのツケを払わされる町民もたまったものではございません。町民は寝耳に水でしょう。

ここで話は変わりますが、組織のあり方といたしまして、金額の大きさは別といたしまして、予算の配分でございますが、広く薄くなりがちで、これは多分に昔からの行政のならわし、平等主義から来ているものと思われる予算の配分ではないかと思っております。これは多分に乾いた砂に、乾いた土地にでもよるしいですが、少量の水をまいて一瞬の水たまりができる、あっという間に水は引けてもとの乾いた土地になってしまう、そういうふうになるのではないかと危惧しております。このような予算の配分を実行していても、先細りにならないかというのが私の心配でございます。焼け石に水とならなければよいがと思っております。

町民の批判を受ける覚悟であれば、どうせ批判を受けるのであれば、いっそのこと思い切って2億円も出して、残っている6区画を全部買い取り、若者向けの定住住宅を建てたほうが町民の理解を少しは得られるのではないかと思っております。組合でもそのくらいの覚悟は必要ではないか、おんぶに抱っこではだめなはずです。

議会では、けんけんがくがくの意見が出ました。しかし、決まったからには即実行しなけ

ればならない現実が待っております。とにかく期限が切られておるのですから、決めた以上は前に進むしかないと思っております。町長も眠れない日が続いたというふうな話も聞きますが、我々も町民にどう説明してよいかわからないと悩む毎日でございます。

質問に入りますが、行政についての1)若者が定着する町づくりについてですが、元気のある町づくりを実現するためには、元気のある若者を定着させる必要があります。それには、それ以前に若者に魅力のある町でなければなりません。例えば、若者住宅があるとか働く場所があるとか、若者を定着させると後々子供が生まれ人口がふえるということであり、少しは少子化に歯どめをかけられるという利点もございます。

以上の理由から、我が町の町営住宅入居申し込みの資格者についてお尋ね申し上げます。この通告書ではわかりにくいと思しますので、入居資格の1から6まで読ませていただきます。

入居申し込み資格者、同居親族がいること、現に住宅に困窮していることが明らかな方(持ち家でないこと、親と同居の場合は持ち家となります)、町内に住所または勤務場所がある方、町税等の滞納がない方、月々の収入が控除後20万円を超えない方、障害者の家庭は26万8,000円、入居者及び同居者が暴力団でないこと、単身入居については、60歳以上の方、障害者認定1級から4級までの方、生活保護被保護者、海外引揚者のいずれかから条件を満たす方となっております。

は当然のことです。同居親族がいること、これは家族ですから当然のことでございます。

現に住宅に困窮していることが明らかな方ですから、貸し家かアパートに入居している方と思われます。(持ち家でないこと、親と同居の場合は持ち家となります)、この文言が非常にわかりづらい。例えば貸し家で父母と長男、次男、三男、長女6人家族の場合、長男21歳が結婚した場合、弟、妹がいる。新婚生活が難しい。しかし、親や兄弟の面倒を見なければならない。鏡石町は交通の便、教育の環境がよいために鏡石に住みたい。しかし、若いため給料が安く、他のアパートや貸し家に入る経済的余裕はない。そうした場合、持ち家とみなされるなら入居資格がないということですか。これが一つです。

町内に住所または勤務場所がある方、この文言もわかりにくいです。例えば鏡石町出身でUターン組、あるいはIターン組、あるいはJターン組、こういうふうな方は結局鏡石町に住所がない、勤務地もない、ということは入居資格がないということでしょうか。町内に住所または勤務場所がある方ですから、町内の方しか入れないということでしょうか、お尋ねします。

の町税等の滞納のない方、これは当然です。

月々の収入が20万円を超えない方。例えば若い夫婦で、夫ならば20万円を超えません、

就職したばかりですから。しかし、妻が働いているとすれば、合計合算すれば20万円を超えるのではないのでしょうか。そうすると、若くて結婚していても奥さんが働かない方のみを入居資格と認めるのか、この辺をお尋ねしておきます。

の暴力団でないことは当然です。

印の、略しまして海外引揚者のいずれか、こういうふうになっております。海外引揚者、これは平成9年の建築物ですから、その当時の条例としますので、今までにそういうふうな海外引揚者がいたのかどうかということをお尋ねしておきます。

それから、(4)25歳以下の申込者については、例えば消防団加入の条件はつけられないかということです。消防団員不足と言っておられますので、何とか解決方法がないかということを考えてみましたら、やはりないこともない。そういう条件をつければ少しは理解を示してくれるのではないかという気がします。

5番の若者向け住宅建設は必要ないか、また、若者の雇用創出はどのようになっているかお尋ね申し上げます。

それから、学校教育について。

第一小学校の耐震診断は実施されたか。

2つ目、建設計画はあるのか。

3つ目、駐車場についてでございます。

12月定例会の私のAED、自動体外除細動器の質問に対して、予算の関係もありますから徐々に備えたいとの答弁がありましたが、20年度予算には1台も予算が入っておりません。予算化されておりません。子供の命をどういうふうに考えているのか。過日も県内のAEDに関する文部科学省の調査結果が出ましたので申し述べてみたいと思うのですが、県内の公立高校、小学校のうち、AEDを設置している学校は563校中、設置済みが65校、設置予定40校、両者合わせて設置率は19.6%、全国平均35.4%を大きく下回っております。県内の公立中学校は、239校中、設置済み48校、設置予定67校、設置率は48.1%、やはり全国平均58.2%を大きく下回っております。ちなみに、県立高校の場合は全校配備、100%となっております。県といたしましても、小・中学校にも積極的に勤めたいが、市町村の予算の問題もあり、自主的な取り組みにまつしかないと語っておるようです。命にかかわることですから、早急に対応をお願いしたいのが私の願いでございます。

学校の耐震診断についてですが、これも子供の命にかかわることなのです。備えあれば憂いありませんけれども、保護者や町民の皆様方に安心いただくためにも、この辺は実施されたのかどうかお尋ねしておきたいと思えます。

建設計画はあるのかということですが、よろしく申し上げます。

次に、第一小学校の駐車場の件ですが、駐車場が狭いために、国道4号線4車線化、また

狭くなるでしょう。体育館建設のためにグラウンドはどんどん狭くなり、大きな会合や体育館の行事があるたびにグラウンドの中に全面的に車が駐車されております。駐車されてもこれは仕方がないんですけども、やはりその後が悪い。でこぼこになって田んぼのような状態になっております。それを放置するということはいかがなものでしょうかということなのです。せめてバックネット、内野グラウンドに入らないようお願いできないかということでございます。

次に、農政についてでございます。

私の非常に不得意な分野でございます。町の食料自給率は何%か、また、農業後継者対策はどのようになっているのかということでございます。国には不測の事態に備え、国民の食料を守るために食料の安全確保の義務があります。不測の事態とはどのようなことか。戦争による輸入ストップに備えること、冷夏や干ばつなどの異常気象による凶作に備えること、今回のように中国のギョーザのような有害物質の混入に備えること等々のこのような不測の事態に備え、食料の輸入は欠かせない国の重要な政策となっております。

その政策の中でも、日本の食料自給率の向上は中国のギョーザ事件をきっかけに非常に重要な課題となっております。日本の現在の食料自給率はカロリー換算で約40%、1960年、昭和35年度の79%をトップに年々下がりっ放しでございます。政府は2010年までに食料自給率を45%に引き上げるという政府目標を掲げておりますが、現実には厳しいものと思われまます。なぜなら、今後政府は、自由貿易協定の交渉が進めば進むほどますます農産物の輸入がふえることが予想されるからであります。さらに自給率は低下するのではないかと考えております。

低下の本来の理由は、日本人の食生活の洋風化にあるということです。主食の米は十分に国内産で100%自給できるのに、今言いましたように食生活の洋風化により米を食べる量がどんどん減り、そのかわり9割輸入の小麦でつくられるパンやめんを食べる食生活が定着してきております。おかげで輸入市場に頼る肉類、そして輸入植物からとる油脂類の消費がますますふえているということです。消費面では、日本人の昔からの米中心とした日本型食生活に戻すことから始め、食育の大切さを学ぶべきだと思っております。

それと同時に、食品の廃棄処分、食べ残しを減らすことも非常に大事だと思っております。国民1人当たりの総供給量は2,600キロカロリーですが、実際に食べた熱量は2,000キロカロリー、この差約600キロカロリーは流通段階で廃棄処分や家庭内での生ごみとして処理されておりますということです。足りない食料を大量に輸入しながら2割以上を無駄に捨てている矛盾は早急に解消すべきだと思います。どこかの国の女の大臣に「もったいない」と言わしめては情けない話ということです。

そもそも日本は人口に比べて広い平野が少なく、農業を行う条件が悪過ぎるということで

ございますが、特に畜産物の市場等は自給率10%で、すべて輸入に頼っておるということで、トウモロコシや大豆、菜種などの農作物を効率よく生産することが難しく、国産品は価格、品質の面で輸入品に押され放しということでございます。消費者に喜ばれる、選ばれる農作物をつくる努力は不可欠でありまして、中国のように過度に農薬を使うことなく、安全性に見合った、品質を高めた、需要に合った農作物の生産を拡大することが必要ではないかと思われまます。

特に過剰生産が問題となっております米から麦や大豆作物への転作を進めることではないかと思っております。それには優秀な農業後継者が必要となります。町の農業後継者対策はどのようになっているかお尋ねします。それと同時に、我が町の食料自給率は何%かお尋ねするものです。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 10番、木原秀男議員の質問にお答えいたします。

私から3番、農政についての前段の町の食料自給率についてお答えを申し上げます。

食に関しては、国民一人一人が毎日の食についての理解や関心を深め、みずからの食生活を見詰め直したり、身近な食べ物を大切にしていくことが必要と考えております。とりわけ食育の推進と地産地消の推進が重要であり、町としましても、どのような方法、方策が必要か検討してまいりたいと考えております。

ご質問の食料自給率であります。ご存じのとおり我が国の食料自給率は低下し、食料の約6割を海外に依存している状況にあります。本町の食料自給率については統計的な数値が提示されておりませんが、町の基幹産業である農業は、米、野菜、果樹、畜産など多くの農産物が生産され、地元のみならず首都圏を中心に食料の供給を行ってきています。地場産農産物の生産量をもとに食料自給率を計算すれば、町の食料自給率は、統計数値で示されている平成16年概算数値では168%となっております。なお、福島県の食料自給率は平成17年概算値で82%と公表されております。

私からは以上でございます。そのほかの質問については担当課長等のほうからお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 10番議員の質問に答弁申し上げます。

2の学校教育についてでございますが、最初の1番の第一小学校の耐震診断の実施につい

てでございますけれども、これについては、現在までのところ耐震診断は実施しておりません。

(2)の第一小学校の建設計画はあるのかという質問でございますけれども、建設計画の具体的な計画はありませんが、第一小学校については昭和44年2月、昭和45年3月、それから昭和47年3月の3期に分けられて建てられた校舎でございます。古い校舎については築38年が経過しております。また、耐震基準も変わっていることから、今後、予定している耐震診断などの結果、さらには町の財政状況などによって建設計画を立てたいというふうを考えております。

(3)の第一小学校の駐車場についてでございますけれども、第一小学校については、学校行事や学校行事以外などで校庭を駐車場として利用する場合がありますけれども、路上駐車や他の駐車場への迷惑をかけないためにも校庭を駐車場として利用することを願っています。学校全体の行事においても、児童数約613名、世帯数でいいますと508世帯という状況でございます。校庭への駐車可能台数は約300台程度でありますので、交通安全等からも校庭の全面を駐車場として確保する必要がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、人数が少ない行事等の場合については校庭の南側を使用するよう指導していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(仲沼義春君) 総務課長。

[総務課長 木賊正男君 登壇]

総務課長(木賊正男君) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

1の行政についての1)若者が定着する街づくりについてのご質問にご答弁を申し上げます。

(1)の町営住宅入居条件、広報かがみいし12月号に掲載の内容についての「親と同居の場合は持ち家とみなす」とは入居条件に該当しないということですかというふうなご質問ですが、ご見解のとおりでございます。

鏡石町町営住宅条例第6条第3号で、入居資格につきましては、現に住宅に困窮していることが明らかな者であることと規定してございます。広報かがみいしの基準につきましては、町営住宅募集要項によりまして、その住宅に困窮している状態を簡易的な表現により説明したものでございます。当然申込者が居住に供する家屋を所有していれば住宅に困窮している状態ではなく、また、親が所有している住宅に同居している場合も同様であると考えております。しかし、個々の具体的な居住状況によりまして住宅に困窮している状態であると判断されるケースもございますので、総務課に照会していただきたいと思っております。

次に（２）の町内に住所または勤務場所がある人となっておりますが、町外からの申込者は該当しないのかというふうなご質問でございます。

これにつきましては、町外にお住まいの方も町内企業等へ勤務され、かつ入居者資格の条件を具備していれば申し込みは可能でございますので、いわゆるＩターン、Ｊターン、Ｕターン等の中でも町内の事業所に勤務をすれば可能でございますので、そちらについてはご理解いただければというふうに思います。

次に、（３）の月収が控除後20万円以内となっておりますが、夫婦共働きが多い、夫婦で20万円を超える場合、該当しないのかについてご答弁申し上げます。

町営住宅は、ご承知のとおり、公営住宅法により住宅に困窮している比較的所得の低い方々を対象とした住宅を整備することで、その方々の生活の安定と社会福祉の増進を目的としているため、入居するには一定の資格が必要となります。その資格の要件の一つに収入要件があり、公営住宅法施行令第6条第5項第1号及び第3号に規定している収入以下と定めているため、同居者に就学前の者がある場合、または障害者基本法第2条に規定する障害者であり、その障害程度が障害者手帳4級以上の者がある場合につきましては月額26万8,000円以上、それ以外につきましては月額20万円以上の場合に入居資格となりませんので、いわゆる夫婦共働きの場合、1世帯の中では該当しないというようなこととなりますので、ご理解いただければと思います。

なお、海外引揚者についての質問もございましたが、これまでのところ現在まではないというふうに記憶してございます。

次に、（４）の25歳以下の申込者については消防団加入の条件はつけられないかにつきましてご答弁申し上げます。

町営住宅は、先ほどご答弁申し上げましたとおり、住宅に困窮している皆さんに対する住宅でございますので、それを整備することでその方々の生活の安定と社会福祉の増進を目的としているものでございます。入居条件としての消防団への加入については、目的を逸脱してしまうため、困難であると考えます。しかし、全国的な例といたしましては、長野県下條村や中川村など全国の市町村の中では、入居者に対し消防団への加入について条例や規則による入居条件規定ではなく、募集要項の規定により加入協力依頼という形で行っているところもございますので、平素から地域コミュニティーと密接な関係を持つ消防団が地域の安全確保のために果たす役割は大きく、その充実強化がぜひとも必要であることから、当町におきましても募集要項での規定や入居時に消防団入団可能な方への直接依頼などについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、（５）の若者向け住宅建設は必要ないか。また、若者の雇用創出はどのように考えているかにつきましてご答弁申し上げます。

鏡石町は交通の利便性を背景に人口は増加の一途をたどっておりましてけれども、現在は横ばい状態でございます。今後、少子・高齢化が想定される中、町政への影響も懸念されており、人口増加対策の取り組みは重要な課題と考えてございます。特に若者の増加策は、鏡石に限らずすべての自治体の課題でもございます。町内では民間による集合住宅の建設が活発化しており、入居者は新たに世帯を持つという若い世代が多いと聞いております。町といたしましては、総合計画の住宅施策の中で町営住宅の新たな供給策を検討することとしておりますが、若者向け住宅建設の計画は特に持っておりません。当面は民間主導によるより一層の住宅建設を期待しているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、若者の雇用創出につきましては、積極的な企業誘致による新たな雇用の創出と既存企業における投資の拡大や自律的発展の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 面川廣見君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（面川廣見君） 10番議員の農政についての後段部分、農業後継者対策のご質問にご答弁申し上げます。

農業後継者対策につきましては、本町農業の中心的役割を果たしている専業農家の減少に伴い兼業化が進んでいる中、また、基幹的農業従事者の農業離れと高齢化の進行に伴い農業後継者も減少しており、農業の持続的な発展を図るには意欲的な担い手の確保が課題となっております。

このような状況の中、具体的な取り組みといたしまして、果樹栽培農家の後継者を対象に、須賀川農業普及所と町農業振興推進委員会の協力を得て果樹栽培技術の研修を1年を通して実施しております。農産物の栽培については栽培技術の蓄積が大変重要であり、数年間の技術指導が必要となります。今後は、個々の農家の後継者のみならず、退職就農者や農業生産組織の育成を進め、農業を持続可能な経営とするため、農業経営改善支援や新規就農者支援を一層進めるとともに、高生産性、高付加価値農業を実現するため、農業基盤整備事業など農村整備を進め、農業生産性の向上を図りながら総合的な農業後継者対策としていく考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

大きな2番の学校教育についてでございます。

( 1 ) 第一小学校の耐震診断は実施したかでございますが、しておりませんというふうな答弁でしたのでお聞きしますが、確かに耐震診断は物すごく高いというふうにお聞きしております。そうすると、しばらくは地震があっても崩壊のおそれがないのか。震度どのくらいまで現在の状況は保っているのか。震度幾つくらいまでだったら現在の学校は保てるのか、それをちょっとお聞きしておきたいと思います。

確かに小学校も廊下が木づくり、教室の中の床も木づくり、物すごくいいです。すばらしい。まだ使える。先生は、やっぱり転んでもけがしないとか何とかと言っていましたから、これはいいあれだと思っておりますけれども、結局柱やなんかにはひびが入っている。専門語で言えばクラックとか何とかと言うようですけれども、入っている。その入ったひびのところに冬は水がしみ込んできて割れる。そうすると、それが落下する。そうすると、子供たちの頭に落ちた場合はけがはないのか、それが心配なんです。その辺ももう少し具体的に説明していただきたいと思います。

別に( 2 )の建設計画はあるのかということは、補強で間に合うのなら補強で十分だと私は思っております。もたせるものはもたせたほうがよろしいかと思っております。その点もちょっと調査をして、調べていただきたいと思うんです。診断を実施しないのは、金が高いから実施しないのか、それとも自信があるから実施しないのか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思います。

3番の第一小学校の駐車場についてですけれども、体育館ができた。今度は4車線化になって森林も半分くらいになる。そうすると騒音も心配。校庭がますます小さくなる。そうすると、駐車場が狭いために車が入り込みます。しかし、入り込むのは構わないんですと私は言っています。その後整備していただければというふうに言っているんです、私は。がちゃがちゃになっているままグラウンドを使用しておくのも、学校側としては見た目もよくないです。非常によくありません。田んぼと同じような状態になっていましたから。

何か二、三日、この前の何日間かローラーを持ってきてミニバスケットの人がやった、直したというふうなことは聞きましたけれども、あれはミニバスケットの父兄ではなくて、この前のPTAの集まりで車が全部校庭の中に入り込んでいたんです。それでめちゃめちゃになったんです。内野だけは私たち直したんですけれども、結局、再質問の件の要点は、グラウンドの中にロープを張っておるんです、わかりますか。昔はテープを張っておったんです。テープだったんです。テープが切れて風で飛んでごみになるからというふうなことでロープに変えた。ロープに変えると、結局ロープのところだけがトンボをかけられないから高くなります。ノックをするとボールがイレギュラーします。そうすると目や手に当たります。そういうふうなことを防ぎたいということで非常にグラウンドには気を使っているんです。だからその点、学校の先生方はどういうふう考えているのかわかりませんが、ロー

プを張っているということは学校の先生の怠慢じゃないでしょうか。普通だったらラインを引けばいいのに。子供たちにも手伝わせてラインを引けばいい。年から年じゅう張りっ放し。だからそのところだけぼんと上がります。グラウンドじゃないですよ。その辺の気持ちはどういうふうなものかなというふうに私はお聞きしたいんです。今後教育委員会でどのようにご指導なされるか、第2回目の質問といたします。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 10番、木原議員の再質問にお答え申し上げます。

最初に、耐震診断についてでございますけれども、第一小学校については耐震診断、今のところ実施していないということでございます。

今後の予定でございますけれども、平成20年には町全体としての耐震計画をつくっていきたいということで、都市計画課と協議してございまして、これに基づきまして財政的なもの等の協議がありますけれども、予定では平成21年度以降には耐震診断を具体的にしていきたいと思っております。その結果を受けて小学校建設についていろいろと協議していきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の校庭の使用についてでございますけれども、現在、校庭の中に陸上のトラックのロープ、それからトラックに付随してバトンゾーンのレーンのロープ、それから球技に使うためのゾーンを区別するためのロープが張られているようでございますけれども、これについては、授業の休み時間が10分とか15分という状況の中で先生がライン引きをしたりなんかするわけでございますので、今のところは学校として設置をしておりますけれども、そこを使っておられる社会教育の中で両立するかどうか、その辺を第一小学校のほうと協議をして、両立する方法があるかどうか具体的に話をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 木原秀男君の再々質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 再々質問をさせていただきます。

学校教育についてですけれども、耐震診断は20年、耐震計画があるというふうにお聞きしましたが、結局いつ地震が起こるかわからない、あす起こるかわからないという現状が昨今の現状でございます。命にかかわることですから、これもやはりできるだけ早く実施してもらいたいということで、同じ質問なんですけれども、震度どのくらいまでは今の状態で保た

れるというふうな感じですか。それをちょっと質問しております。

それから、(3)の駐車場の件について。ここ鏡石は交通の便がよくて、近場の方はある程度駐車場が狭かったら歩いてもいいんじゃないのか。歩いてきてもいいんじゃないのかというふうな創意工夫はできないものなんでしょうか。何でか車で来なければならないものなんでしょうか。そういうふうな通達を出しているんでしょうか。そこをちょっと私はお聞きしたいんです。

ロープの件ですが、10分くらいの戦いだというふうな話ですが、やはり10分くらいの戦いであれば、10分くらいの時間しかないのならそれで十分これはできると思うんです。だから、それも創意工夫だとは思いますが、お互いにいいようにということも最高ですが、うまくその辺はかみ合わせていただいて、とにかく内野グラウンドぐらいはロープを外してもらいたい。あの太いロープ、1センチぐらいのロープですから。そこがずっと何メートルも続いて盛り上がっているわけですから、双方というのであれば、やはり内野グラウンドぐらいは撤去するとか何とかという工夫はしてもらえないのかなというのが私のお願いなんです。

これで第3回目の質問を終わります。

議長(仲沼義春君) 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長(佐藤節雄君) 10番、木原議員の再々質問にお答え申し上げます。

最初に、第一小学校の耐震でございますけれども、平成20年、来年度については町としての耐震計画をつくるということでございまして、その後、予定では21年には耐震診断を実施していきたいということでございます。

建築については、昭和56年に建築基準法が大幅に変わりましたものですから、それに基づいて、今現在のあの建物が震度幾つまで、設計でいうとあると思いますけれども、その後変わっておりますので、今の建築基準法の中で震度幾つまで耐えるかということについてはその耐震診断をまつということになるかと思います。

それから、2番目の校庭のロープのことについて、せめて内野グラウンドについて撤去できないかということでございますけれども、その辺については一小的ほうと工夫をしていきたいということと、それから、できるだけ車の台数を少なくする努力について一小的ほうと協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(仲沼義春君) 10番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 3時48分

開議 午後 4時05分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（仲沼義春君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） ただいま別室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

本日の議事日程に追加いたしまして、お手元に配付いたしました追加議事日程を説明させていただきます。

第4回鏡石町議会定例会追加議事日程〔第3号の追加1〕、平成20年3月13日木曜午後1時開議。

日程番号、件名の順で読み上げます。

第1、一般質問。ただいま終了いたしました。

第2、議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について、総務文教常任委員長報告。

第3、平成20年度鏡石町各会計予算審査について、予算審査特別委員長報告。

第4、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上であります。

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

#### 総務文教常任委員長報告（議案第37号について）及び報告に対する 質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定に

ついでにこの件を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔総務文教常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 柳沼俊行君） 議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について、審議結果を報告いたします。

平成20年3月13日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。総務文教常任委員長、柳沼俊行。

委員会審査報告。本委員会は、平成20年3月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成20年3月6日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時58分。出席数、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。税務町民課、角田参事兼課長、高原総括主幹兼税務グループ長、倉田主任主査。

付託件名。議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について。

審査結果。議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定については可決すべきものと決した。

議案第37号は、担当課の説明を聞き、審査の結果、全員挙手により可決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「反対」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議があるようでございますので、挙手採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり決することに可決されました。

予算審査特別委員長報告（平成20年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、平成20年度鏡石町各会計予算について、議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算から議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算まで12件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算から議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算までの12件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

1番、深谷荘一君。

〔予算審査特別委員長 深谷荘一君 登壇〕

1番（予算審査特別委員長 深谷荘一君） 平成20年3月13日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。平成20年度各会計予算審査特別委員会委員長、深谷荘一。

平成20年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成20年3月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順に報告します。

平成20年3月7日、午前10時、午後4時30分、委員12人、議長、議会会議室。

平成20年3月10日、午前10時、午後4時57分、委員11人、議長、議会会議室。

平成20年3月11日、午前10時、午後零時25分、委員全員、議長、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、担当課長、グループ長、担当職員。

付託件名。議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算、議案第61号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第62号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算、議案第63号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第64号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第65号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第66号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第67号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第68号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第69号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第70号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第61号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第62号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第63号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第64号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第65号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第66号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第67号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第68号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第69号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第70号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、担当課長、グループ長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑については別紙のとおりであります。

議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第61号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第62号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第63号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第64号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第65号 平成20年度鏡石町土地取得事

業特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第66号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第67号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第68号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第69号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第70号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。

意見なしであります。

以上で報告を終わります。

議長（仲沼義春君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 議案第60号について、今回の審査経過とあわせて本当は報告したいんですが、私の賛成意見を述べさせていただきまして、皆さんの賛同をお願いします。

近年、町は町債の発行抑制、そして基金の取り崩し等を行い、また、行政改革大綱に基づき集中改革プランに基づいて行政を進めてまいりました。そのような中であって平成20年度予算編成がなされ、そして議会で審議されました。特に境土地区画整理組合の支援については、開会当日に私が一部ここで質問いたしました。その関係上、よく審議したということで、その点を踏まえ、厳しい財政の中で行われることを理解していただくことが大事なかなと思っております。特に組合員が一丸となり早期事業終結に向かって努力され、早期に組合員の権利が確立されることを望みます。

あわせて、この支援策が町にとって支援・助成策の事業終結と申しますか、組合の事業終結と町の支援終結になることと私は説明を受けた、そういう意味合いでその点を理解し、よ

って、議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算は、私はこの案を議決することに賛成をいたします。

よろしくお願いいいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第60号 平成20年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第61号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第62号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第63号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第64号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の

報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第65号 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第66号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第67号 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第68号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、まず本

案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第69号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第70号 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第71号 平成20年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第4、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） 平成20年3月13日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。産業厚生常任委員長、根本重郎。

陳情審査報告書。本委員会は、平成20年3月4日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。

平成20年3月6日、午前10時、午前11時5分、委員全員、第1会議室。

説明者。健康福祉課長ほか2名。

付託件名。陳情第8号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書に関する陳情。

審査結果。陳情第8号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第8号は、説明員の説明を聞き審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。  
討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。  
したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。  
陳情第8号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書に関する陳情の件  
を採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。  
本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。  
したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

#### 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。  
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。  
ここで、意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 4時37分

開議 午後 4時38分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

### 議事日程の追加

議長（仲沼義春君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加して、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加して、議題とすることに決しました。

### 意見書案第6号、意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第6、意見書案第6号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）から日程第7、意見書案第7号 道路財源の安定的な確保に関する意見書（案）までの2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） それでは、朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成20年3月13日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第6号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）。

広島・長崎に投下された原子爆弾は……

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（根本重郎君） 朗読省略の声がありましたので、高齢化し、多くの疾病に冒されている被爆者に裁判を重ねていく時間はない。厚労省は、原告団及び被爆者団体とすみやかに協議を進め、原爆被害の実態に即した認定制度へ改めるよう要望する。あわせて現在の控訴を取り下げ、認定却下処分の取り消しを求めるすべての被爆者の要求を速やかに解決するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月13日、鏡石町議会。

厚生労働大臣、舛添要一様。

次であります。

平成20年3月13日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

道路財源の安定的な確保に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第7号 道路財源の安定的な確保に関する意見書（案）。

本町では現在、地方道路整備臨時交付金事業の補助を受け、鏡石スマートICの恒久化に向けたアクセス道路や町道などを整備中である。また、県事業による国道118号線の整備、更には国直轄事業の国道4号鏡石拡幅事業などはようやく着工されたばかりであり、整備・計画年度を大きく下回っている。この主な原因が財源不足である。

このような中、今国会で争点となっている道路特定財源について、暫定税率を含む現行制度が維持・継続されなければ、地方の道路整備は停滞を余儀なくされるばかりか、これまでも極めて厳しい運営を強いられてきた町村財政に重大な影響を及ぼし、その結果、教育や福祉など他の行政サービスの低下を招き、住民生活に大きな支障を生じることが大いに懸念される。

よって、政府・国会は、道路特定財源が地方の貴重な財源となっている実情と暫定税率が廃止された場合に生ずる地方財政への影響の大きさを十分認識し、真に地方が必要とする道路整備を今後とも着実に実施できるよう、暫定税率の適用期限を延長し、平成20年度以降も現行税率水準を維持することにより、安定的な道路整備財源を確保するとともに地方への配分割合を高め、地方の道路整備財源を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月13日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、江田五月様。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、意見書案第6号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）の件を採決

いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号 道路財源の安定的な確保に関する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

#### 町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る4日から本日までの10日間にわたり開催され、平成20年度各会計予算等の重要案件を初め、37件の提出案件について、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜りました。ここに厚くお礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成20年度予算等により、我が町のランドデザインである「共にいき 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の創造に向けて、町政の一層の進展と町民生活の向上発展に意を尽くしてまいり所存であります。また、会期中にお寄せいただきましたご高見につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまい

りたいと考えております。

3月も中旬となり日増しに暖かくなり、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてごあいさついたします。

ありがとうございました。

#### 閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて第4回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 3月13日

議 長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 渡 辺 定 己

署 名 議 員 今 駒 隆 幸

署 名 議 員 根 本 重 郎

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	4
報告第 14号 専決処分した事件の承認について.....	4
議案第 37号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について.....	5
議案第 38号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について.....	1 1
議案第 39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について.....	1 2
議案第 40号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	1 3
議案第 41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改 正する条例の制定について.....	1 4
議案第 42号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条 例の制定について.....	1 5
議案第 43号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について.....	1 6
議案第 44号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	1 9
議案第 45号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の 制定について.....	2 0
議案第 46号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について.....	2 3
議案第 47号 鏡石町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について.....	2 5
議案第 48号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について.....	2 6
議案第 49号 財産の処分について.....	2 7
議案第 50号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第6号).....	2 8
議案第 51号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号).....	3 2
議案第 52号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第3号).....	3 4

議案第	53号	平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号).....	36
議案第	54号	平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算(第1号).....	38
議案第	55号	平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第3号).....	40
議案第	56号	平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予 算(第2号).....	42
議案第	57号	平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号).....	45
議案第	58号	平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第2号).....	47
議案第	59号	平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第5号).....	49
諮問第	2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて.....	51
議案第	60号	平成20年度鏡石町一般会計予算.....	52
議案第	61号	平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算.....	58
議案第	62号	平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算.....	62
議案第	63号	平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算.....	65
議案第	64号	平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算.....	68
議案第	65号	平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計予算.....	71
議案第	66号	平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算.....	74
議案第	67号	平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算.....	77
議案第	68号	平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算.....	81
議案第	69号	平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算.....	85
議案第	70号	平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算.....	89
議案第	71号	平成20年度鏡石町上水道事業会計予算.....	92
請願・陳情文書付託表.....			96

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第14号	専決処分した事件の承認について	20.3.5	承認
議案 第37号	鏡石町後期高齢者医療に関する条例の制定について	20.3.13	可決
議案 第38号	議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第39号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第40号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第41号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第42号	鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第43号	鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第44号	鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第45号	鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第46号	鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第47号	鏡石町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例の制定について	20.3.5	可決
議案 第48号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	20.3.5	可決
議案 第49号	財産の処分について	20.3.5	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第50号	平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第6号)	20.3.5	可決
議案 第51号	平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	20.3.5	可決
議案 第52号	平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第3 号)	20.3.5	可決
議案 第53号	平成19年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3 号)	20.3.5	可決
議案 第54号	平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算 (第1号)	20.3.5	可決
議案 第55号	平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算 (第3号)	20.3.5	可決
議案 第56号	平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計補正予算(第2号)	20.3.5	可決
議案 第57号	平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	20.3.5	可決
議案 第58号	平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算 (第2号)	20.3.5	可決
議案 第59号	平成19年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第5 号)	20.3.5	可決
諮問 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	20.3.5	同意
議案 第60号	平成20年度鏡石町一般会計予算	20.3.13	可決
議案 第61号	平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第62号	平成20年度鏡石町老人保健特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第63号	平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算	20.3.13	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第64号	平成20年度鏡石町介護保険特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第65号	平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第66号	平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第67号	平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第68号	平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第69号	平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第70号	平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算	20.3.13	可決
議案 第71号	平成20年度鏡石町上水道事業会計予算	20.3.13	可決
意見書案 第6号	原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書(案)	20.3.13	可決
意見書案 第7号	道路財源の安定的な確保に関する意見書(案)	20.3.13	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第8号	原爆症認定制度の抜本的 改善を厚生労働省に求め る意見書に関する陳情		福島県原爆被害 者協議会 会長 山田 舜	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択